

福岡県公報

平成19年5月23日

第2680号

増刊 ①

目次

監査委員

包括外部監査の結果の公表 (監査委員事務局総務課) 1

監査委員

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき包括外部監査人水城隆司より監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年5月23日

福岡県監査委員 工藤壽文

同 進谷庸助

同 伊藤龍峰

福岡県監査委員職務執行者 後藤元秀

平成18年度 福岡県外部監査 結果報告書

包括外部監査結果報告書

【監査の対象とした特定の事件】

福岡県が出資している団体の経営状況について

福岡県包括外部監査人

水城 隆司

目 次

第1部 外部監査の概要

1) 外部監査の種類	1 ~ 3
2) 監査の対象とした特定の事件(テーマ)	1
(1) 特定の事件	1
(2) 外部監査の対象	1
(3) 外部監査対象期間	1
(4) 事件を選定した理由	1
(5) 実施した主な監査手続	2
(6) 外部監査従事者の資格及び数	3
(7) 外部監査の実施期間	3
(8) 利害関係	3

第2部 外部監査対象の概要

1) 外郭団体とは	4
2) 福岡県の外郭団体	4

第3部 監査の結果及び意見

1) 公社等外郭団体に対する県の出資状況	5
2) 監査対象団体	5
①財団法人 福岡県地域福祉財団	5
②福岡県土地開発公社	24
③福岡県住宅供給公社	48
④財団法人 福岡県下水道公社	64
⑤財団法人 福岡県教育文化奨学財団	87
⑥財団法人 福岡県スポーツ振興公社	111

第4部 提言

1) 「競争入札について」	127
2) 「指定管理者制度について」	129

第1部 外部監査の概要

1) 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項の規定に基づく包括外部監査

2) 監査の対象とした特定の事件

(1) 特定の事件

福岡県が出資している団体のうち、以下の6団体の経営状況について（貸付金および公の施設の管理委託料を中心として）

(2) 外部監査の対象

- ①財団法人 福岡県地域福祉財団
- ②福岡県土地開発公社
- ③福岡県住宅供給公社
- ④財団法人 福岡県下水道公社
- ⑤財団法人 福岡県教育文化奨学財団
- ⑥財団法人 福岡県スポーツ振興公社

(3) 外部監査対象期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

3) 事件を選定した理由

今日において、第三セクターの経営破綻や経営悪化による地方公共団体への財政的な影響が大きく取り上げられている。

①このような中で、地方公共団体の債権額の大半を占めている貸付金に関して、不良債権の増加と地方財政への影響が懸念されている。貸付金は補助金と同様に一旦、制度の創設が行われると、その後の変更および撤廃は困難であるという面があることを否定できない。そのため、一般的には貸付金残高は増加傾向にあり、貸付金の滞留状況および潜在的な不良債権の実態を把握することは重要である。

②また、公の施設の管理委託料に関して、一般に、施設の設置の際に協議に協議を重ねて慎重に行われ、設置後の管理運営に関しては、

平成18年度より指定管理者制度等の採用により、民間への委託を通じて、経済性・効率性等を追求していることから県民の関心は高いと思われる。以上のことから、上記（2）外部監査の対象の財政的支援団体に対する賃付金及び公の施設の管理委託料を中心として、各財政的支援団体の経営状況について監査を実施することによる。

4) 監査の着眼点

上記（2）外部監査の対象の財政的支援団体に対する賃付金及び公の施設の管理委託料を中心として、各財政的支援団体の経営状況について監査を実施している。

（1）入札及び随意契約事務は関係法令及び諸規程等に準拠し適切に実施されているか。

- （2）物品の管理は関係法令及び諸規程等に準拠し適切に行われているか。
- （3）各種事業実施のための事務は関係法令及び諸規程等に準拠し適切に実施されているか。
- （4）会計事務は関係法令及び会計諸規程等に準拠し適正に処理され、事業の実態が正しく開示されているか。
- （5）県と各出資団体との委託料及びその他に関する契約事務は適正に行われているか。
- （6）各出資団体の管理運営状況はどうか。
- （7）各出資団体の事業内容には公益性があるか、現在の社会経済環境に合致したものであるか、また、今後の方はどうか。

5) 実施した主な監査手続

- （1）まずは、財政的支援団体等の概要を把握するため、担当者に質問した。
- （2）過年度における経営状況を把握するために入手した。
- 詳細な監査手続については、各財政的支援団体の箇所にて個別の記載している。

6) 外部監査従事者の資格及び数

包括外部監査人	1名
公認会計士	1名
外部監査人補助者	
公認会計士	5名
アシスタント	1名
合 計	<u>7名</u>

7) 外部監査の実施期間

平成18年4月から平成19年3月まで

8) 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は、私は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2部 外部監査対象の概要

『福岡県が出資している団体のうち、以下の6団体の経営状況について（貸付金および公の施設の管理委託料を中心として）』

1) 外郭団体

外郭団体とは（福岡県庁のHPから抜粋）福岡県において、その設立や運営を指導することをしている団体（「公社等外郭団体」と呼びます。）は、次のような団体をいう。

- ① 県の出資金、出捐金の割合が基本財産等の50%以上の団体
- ② 県の出資金、出捐金の割合が基本財産等の25%以上であり県の出資割合が最も大きく、かつ県が補助金や委託費などの財政支出等を行う団体（国、特殊法人等（以下「国等」という。）の関与が強く、国等の指導に委ねることが適当と認められる団体を除く。）
- ③ 上記のほか、県の行政と密接な関係を有しており、適切な指導が必要な団体

（平成17年4月1日現在）、公社等外郭団体の数は、下記のようになっている。

2) 福岡県の外郭団体

財団法人	23団体
特別法に基づく法人	4団体
社会福祉法人	1団体
株式会社	2団体
合計	30団体

今回、福岡県包括外部監査の監査対象となっている6つの財政支援団体は、以下のとおりである。

財団法人	4社
特別法に基づく法人	2社
合計	6社

第3部 監査の結果及び意見

1) 公社等外郭団体に対する県の出資状況

団体名	基本財産	県の出資割合
(財)福岡県地域福祉財団	1,581,231	94.9%
福岡県土地開発公社	30,000	100%
福岡県住宅供給公社	5,000	76%
(財)福岡県下水道公社	67,700	50%
(財)福岡県教育文化奨学財団	2,552,000	99%
(財)福岡県スポーツ振興公社	2,465,027	99.6%

2) 監査対象団体

①財団法人 福岡県地域福祉財団

1) 財団の概要

1. 沿革

昭和57年9月 財団法人 福岡県地域福祉振興基金（以下、基金と称す）として発足。

住民意識の多様化、高齢化社会の到来など、福祉を取り巻く環境が大きく変化するなかで、地域福祉の振興を全県的な、長期的な課題としてとらえ、福岡県社会福祉審議会の答申「福岡県における地域福祉の向上策について」（昭和57年1月）の趣旨をふまえ、基本財産の全額（15億円）を福岡県が出資して発足した。

基金は「自立と連帶による福祉の充実」を基本理念に掲げ、「福祉の心づくり、人づくり、風土づくり」を施策の柱として、地域福祉の啓蒙、福祉教育の充実と実践化促進、地域福祉情報の提供、福祉相談システムの整備、ボランティア活動の支援・助成、地域福祉の調査研究、行政機関や各種団体との連携、組織・財政基盤の拡充等の事業を展開してきた。

平成8年4月、国及び福岡県の「児童環境づくり推進機構事業」の助成を受け、児童環境づくり推進事業開始。

子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化したことに対応するため、子育て家庭の支援事業や子ども達が健やかに生まれ育つたための環境づくり事業を実施。

平成15年4月、福岡県より平成8年11月竣工の「クローバープラザ」管理業務受託する。同時に、法人の名称も「財団法人 福岡県地域福祉財団」(以下、財団と称す)に変更した。

福岡県総合福祉センターの施設管理が財団に一元化された。同時に、クローバープラザ内の財団法人福岡県人権啓発情報センター、財団法人福岡県女性財団の庶務会計などの管理部門も財団に統合された。

平成18年4月、福岡県よりクローバープラザ(福岡県総合福祉センター、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター)の指定管理者の指定を受け、3センターの管理運営を行う。

2. 事業内容

(1) 地域福祉推進事業

①広報・啓発事業

地域福祉意識の高揚を図るため、地域福祉に関する情報提供や問題提起、学習活動や実践活動への動機づけ、ボランティア活動への参加促進など、広報・啓発事業を実施する。

また、ホームページを通して県民への情報提供を行ふ。

②団体等助成事業

住民参加型の地域活動を促進し、共に支え合い、共に生きる、安心とゆとりに満ちた人々にやさしい社会づくりに貢献することを目的として、ボランティア活動等に対する助成を行う。

③調査研究事業

「地域福祉振興指針」に掲げる施策の推進について調査を行うとともに、広く「指針」の周知を図る。

(2)児童環境づくり推進事業

①児童環境づくり運営協議会等の開催
子育て支援社会を構築し、子どもたちが健やかに生まれ育つたための環境

づくりの施策を、より総合的・効果的に推進するために運営協議会や専門部会を開催し、協議・検討を行う。

②家庭や子育てに関する啓発普及事業

子どもたちが健やかに育つための環境づくりについて県民の理解と共感を深めるため「ふくおか子どもすくすくフェスタ」を開催するとともに、家庭や子育てに関する情報を網羅した広報誌の発行、自立意欲を向上させるための児童自立支援地域モデル事業を行う。

さらに、結婚を応援する事業「次世代のための結婚応援事業」を実施する。平成18年度からは、小学校就学前の子育て家庭を支援する「子育て応援の店」事業の推進に努めている。

③家庭や子育てに関する相談体制の充実強化

育児やしつけ等の電話による相談、「地域子育て支援センター」や市町村の保健師の情報交換、連携を密にするための連絡会議の開催をする。

④子育て支援サービスの調査、情報収集、提供事業
子育て応援誌の作成・配布、ホームページによる子育て支援に関する情報提供を行う。

⑤児童環境づくりのための指導者等育成事業

地域における児童環境づくりの実践家として活動している人を対象とした研修、セミナーを開催する。

⑥地域子育て支援のための子育てセミナー等の開催事業
地域で子育て支援をしているグループや団体等と共に、子育て中の家庭等を対象とした子育てセミナーを開催する。

(3)施設管理運営事業

①福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの利用の承認その他施設の運営及び維持・保守に関する事務

②クローバープラザ全体に係る建物等の維持及び保守に関する事務

*クローバープラザの施設概要（福岡県所有）

i 敷地面積 27,138 m² (8,200坪)

ii 建物構造及び面積

センター棟 SRC造 地上8階、地下1階
26,863 m² (8,100坪)

アリーナ棟 RC造 地上4階
8,957 m² (2,700坪)

iii 建設費	
建築費	159 億円
用地費	36 億円
その他	9 億円 (調査費、什器備品等)
合計	204 億円

2) 監査の着眼点

1. 福岡県と財団との業務委託の契約は適正に履行されているか。
2. その業務委託は経済的、効率的、有効的であるか。
3. 福岡県から補助金の手続等が適正に行われているか。
4. 財団の管理運営が適正に行われているか。
5. 事業内容・事業実態は財団の目的等から照らして妥当であるか。

3) 実施手續の概要

1. 財団の設立経緯、設立目的、事業の概要、事業実績、施設の概要を財団の作成資料等で把握した。
2. 業務委託契約書と内容と実態との関係はどうであるか担当者への質問、関係資料等の閲覧等で検証した。
3. 施設の利用状況はどうか現場の視察、担当者への質問、関係資料等の閲

覧で検証した。

4. 補助金の申請手続、実績報告書、関係資料等を閲覧、担当者への質問により適正に行われているか、さらには有効であるかを検証した。

5. 財団の管理運営については、特に資金運用について担当者への質問、資金運用規定、会計帳簿、関係資料等で適正に行われているかを検証した。

6. 財団の事業内容・事業実態の状況を担当者に質問、関係資料の閲覧等で財団の目的に沿って妥当であるかを検証した。

4) 監査結果及び監査意見

<施設管理事業について>

(監査結果)

1. 福岡県との「福岡県総合福祉センター等の管理及び運営に関する業務委託契約書」別紙の委託業務に記載されていない業務（下記三財団の管理部門の事務）が実質的に県が支払う施設管理業務委託料に含まれている。

上記契約書別紙の業務は下記となっている。

- (1) 施設の利用の承認・運営
- (2) 施設の備品の維持・保守
- (3) 附属施設の一体的維持・保守
- (4) 福岡県総合福祉センター、福岡県男女共同参画センター及び福岡県人権啓発情報センターに関する情報システムの一体的維持・保守

一方、当該財団、財団法人福岡県人権啓発情報センター及び財団法人福岡県女性財団の三財団の管理部門が行政改革により平成15年度から統合されたことにより、その管理業務を当財団が行っているが、三財団の管理業務を兼務している総務課長、総務課主査2名の人事費相当額のうち勤勉手当・時間外手当等が委託金内訳によるとこの委託料に含まれている（金額は17年度派遣人件費、17年度福岡県総合福祉センター等委託金内訳委託金等によると3,154千円）。

委託業務の内容は契約により予め決めておくべきものであり、契約に規

定していない業務に対する委託料は支払うべきではない。支払う必要があるならその旨を明確とした契約を締結すべきである。

(監査結果)

2. 当該財団、財団法人福岡県人権啓発情報センター及び財団法人福岡県女性財団の「管理部門統合に関する取決め書」によると、当財団が行った他の二財団の事務処理に要する経費はそれぞれ負担するとなつてゐるが、その精算が財団間ではなされず、人件費は直接、県と当該財団とのやりとりとなつてゐる。

取決め書第3条（費用負担）に各財団の管理部門に関する事務処理に要する経費は各財団が負担する規定されていますが、人件費、その他の経費相当分の精算はなされていない。

人件費については、基本給等については負担金収入として、勤勉手当・時間外手当等は上記1の委託料として県より直接当財団に支払われている。また、人件費以外の経費（事務消耗品費等で金額は僅少）も精算されていない。

取決め書が実態に合わないのであれば変更すべきであるが、各財団の管理部門の経費がそれぞれの計算書類に計上されず当財団のみに計上されていることは適正な各財団の収支の状況を表しているとはいえない。

県からの人件費負担は各財団に収入として計上し、当財団への負担金として支出すべきものと考える。

(監査意見)

3. 県からの業務委託料に関して以下のように算出根拠が合理的でないところがある。

(1) 修繕費について
当財団からは「設備部品交換の一覧表」を予算査定時に提出しているが、県の予算見積では単に単価 50 円 × m²で算出されているため不合理な予算額となつてゐる。

施設の修繕は臨時的なものもあるが基本的には修繕計画に基づいてなされるべきである。

	(単位：千円)		
	当初予算	決算額	差額
15年度	1,881	22,578	△20,697
16年度	1,881	52,352	△50,471 (うち地震分約7,000)
17年度	1,881	15,137	△13,256

各年度当初予算は定額で金額も低く、補正予算（他科目との調整で委託料としての増額はない）より手当てされている。

なお、18年度予算是、13,898千円で、予算計上に改善が見られる。

(2) 人件費について

嘱託職員人数2名のところ3名で予算算出されている。

なお、18年度予算においては、現状と一致した予算となっている。

(3) 水道光熱費について

(単位：千円)

	当初予算	決算額	差額	差額率
15年度	108,776	95,545	13,231	12.2%
16年度	105,290	89,316	15,974	15.2%
17年度	101,972	89,568	13,403	13.1%

翌年度の予算作成時期の関係で財団よりの実績資料が予算に当年度8ヶ月分までしか反映されないことも差額原因ではあるが、過去の推移・翌年度の利用状況等を参考にしたならば、予算が抑えられたのではないか。なお、18年度予算是、94,785千円となっている。

(4) 通信運搬費について

(単位：千円)

	当初予算	決算額	差額	差額率
15年度	3,613	1,554	2,059	57.0%
16年度	3,614	1,515	2,099	58.1%
17年度	3,583	1,369	2,214	61.8%

単価×台数等で査定し過去の推移等を参考にしていいので実態と大きくかけ離れた当初予算となっている。

なお、18年度予算是、2,583千円となっている。

(5) 賃借料について

(単位：千円)

	当初予算	決算額	差額	差額率
15年度	33,885	25,231	8,654	25.5%
16年度	31,590	25,205	6,385	20.2%
17年度	31,592	24,738	6,854	21.7%

リース期間終了により再リースになったものを考慮していない。

なお、18年度予算是、26,592千円となっている。

*③～⑤の差額については、15年度は委託料が15,802千円減額となっていますが、16年度は457千円減額（地震被害約7,000千円あり）、17年度の減額は僅少である。予算の補正により他科目で費消されています。

他科目での費消はその必要性・緊急性を良く吟味しないのであれば予算の無駄遣いになりかねないので、予算査定にさらなる正確性・合理性を期すべきである。

(監査意見)

4. 再委託費について

(1) 財団に施設管理の専門家がないため、再委託費の内容が実質的に業者任せになっている。

施設規模からすると施設管理の専門家が必要である。(18年度より嘱託で一人採用している)

(2) 平成17年5月に財団が専門家（中小企業診断士）に外注し、施設設備保守点検委託作業の見直しをした結果は下記のとおりである。

11社	委託費	255,900千円	削減可能額	36,260千円	削減可能率
					14.2%

この結果を受けた18年度予算では約20,000千円削減した。

このような外部の専門家の診断を定期的に行うべきである。

(3) 清掃業務を地元中小業者の受注機会の確保を図るということで、下記の4工区に分けて別々の業者に委託（指名競争入札による）しているが、

アリーナ棟以外は同じ建物（クロハープラザ）があるので一括して一業者に委託した方が合理的であり、検討の必要があると思われる。

1工区	1F、2F、外廻り
2工区	3F、4F、5F
3工区	6F、7F、8F
4工区	アリーナ棟、グランド

なお、17年度の1～4工区の契約金額合計額は、64,260千円である。

(4) 委託費として喫煙室新設8,032千円、プロジェクト一5,565千円計上されているが、資産として処理すべきである。ただ、業務委託料から購入した物品は県の財産となるので、備品購入については県と協議、さらに県に報告を行うことにより、今後は適正な資産管理を実施すべきである。

上記財団作成の物品台帳が県に提出されていないので、18年度より指定管理者によることにより改定契約の別表の物品貸与明細に入っていない。また、その物品貸与明細も当初のものまでその後の異動が反映されていない。

なお、上記18年度よりの契約改定で業務委託の資産管理、費用責任分担等は明確化された。

(監査意見)

5. 修繕費について

(1) これほどの規模の施設であれば当然必要である建物・建物設備の中長期的な修繕計画がない。平成8年に竣工し、ほぼ10年経過となるが、外壁、水回り等大修繕が必要と思われる。予め計画を立て順序立てて修繕を行うことが結果的に工事費を低く抑えることも可能であると思う。また、安全面でも当然必要である。

(2) 中長期の修繕計画をどこが行うか明確ではない。中長期の修繕計画については現場を把握しながら、両者連携のもとに作成する必要がある。

(3) 17年度までは委託料の範囲で修繕費が賄われていたため、予算消化の状況を考慮する関係で、下期に修繕工事が集中し年度を通して計画的に

なされていなかった。

(18年度指定管理者制度になり、業務委託契約によって委託料で修繕費をどこまで負担するかが明確になり、100万円超の経年劣化の修繕工事は県が負担するとしている。)

(監査結果)

6. 工事未完了分・未着手分の完了処理について

3月に未払金として計上している修繕費・委託費に、工事が完了していないのに完了したとして処理されているものがある。また、工事 자체が翌年度となる4月以降のものもあった。

調査年度 16年度 4件 合計 29,493千円

調査年度 17年度 6件 合計 24,093千円

上記の工事は経理上、未払金で計上しているが、物品の引渡・役務提供の完了引渡（検收）で債務が確定し計上すべきものである。
契約締結のみで工事未了、工事未着手の段階では債務が確定していないものを未払金として計上するのは適正な会計処理とは言えない。

業務委託契約書第17条には「委託期間満了後に委託料を精算し、余剰金が生じたときは、返還しなければならない」と規定されており、期間満了時（年度末の3月）に工事が完了せざるに債務が確定していないものは、県に報告・協議を行い、適正な処理を講ずるべきである。

今後、平成18年度以降の修繕工事等については、当該年度末までに完了するよう計画的な執行が必要である。

(監査意見)

7. 事務局長・総務課長の人事費処理について

事務局長・総務課長の人事費相当金額が、負担金収入・人件費支出ともに施設管理特別会計のみに計上されているが、関係する一般会計等にも按分計上するのが望ましいと考える。

(監査意見)

8. 財団で施設管理を行うことが妥当かどうか

施設本体管理を保健福祉部の管轄下の当財団がすべきかどうか疑問である。施設本体管理と保健福祉関係を司る保健福祉部とはその専門性は異質であると考える。

その施設を利用している所管と密接不可分であることは理解できるが、それを考慮しても施設管理を任せることは施設自体の規模が大きすぎる。施設管理と運用管理を区別して施設管理は他の適当な部門の管轄に移行し、県が直接管理すること、あるいは、民間に委託すること等も検討すべきである。

20年度に予定されている公益法人制度改革、それに対応した税制上の措置も考慮し、財団に委託することも含めて、その是非を検討すべきであろう。

なお、施設の管理は、設立当初は、県から福岡県公園管理センター（建築都市部管轄）に総合福祉センター共用部分、福岡県女性財団（生活労働部管轄）に女性総合センター専用部分、福岡県人権啓発情報センター（保健福祉部管轄）に人権啓発情報センター専用部分、福岡県社会福祉協議会に総合福祉センター専用部分と各団体に委託されていたが、平成15年4月より、総合福祉センター共用施設及び専用部分の管理が当財団に一元化された。

9. 施設の利用状況について

(1) 総合福祉センター入館者数推移（重複もあり）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
	406,615	435,941	469,479	502,444	516,644
伸び率	16.4%	7.2%	7.7%	7.0%	2.8%

うち減免者（65歳以上）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
	41,014	48,716	55,973	61,015	62,375
割合	10.1%	11.2%	11.9%	12.1%	12.1%

利用者は少しづつ増加している。また減免者の割合が多くなっている。

総合福祉センター利用料実績

(単位：千円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
	59,679	65,156	67,269	60,355	57,292
伸び率	△0.2%	9.2%	3.2%	△10.3%	△5.1%

*利用者数の増加は減免者利用割合の増加等で利用料にそのまま反映しないが、福祉センターの目的からして利用料の減少は必ずしも問題とは言えない。

(監査意見)

(2) 200m グラウンドの必要性

面積 116m×56m=6,496 m² 1周 200m 直線 100m
グラウンド中央部にゲートボール場 4面

団体利用件数・利用者数

13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
85件	85件	83件	100件	139件
4,609人	3,143人	2,338人	3,956人	6,664人

17年度139件のうちグラウンド利用87件（うち障害者利用54件）、ゲートボール52件（うち障害者利用全件）

球技ができないために高校マーチング、障害者スポーツに利用されている。

また、球技ができる上、観覧席、夜間照明がないため使い勝手は良いとは言えない。

17年度のグラウンド使用料収入は64千円で、これに対するグラウンド管理経費（清掃・芝生管理）は約1,200千円である。

グラウンドの直接維持費は多額ではなく、福祉総合施設の趣旨から本県の障害者、高齢者のスポーツの拠点施設として設置されたものであることから、費用対効果のみで判断できない部分は否めない。

したがって、現時点においては、他の代替施設の有無をも含めた、また、県資産の有効利用の観点から再検討すべきであると考える。

(3) 体育館／大ホール

体育館として使用の場合、バスケットでは1面、バレーでは2面、バトミントンでは4面

大ホールとして使用の場合 最大1,116名収容

稼働率(半面利用も含む)

13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
85%	86.9%	88.1%	85.7%	76.8%

ホールとしては、道具の搬入が不便、控室がない、舞台奥行がない等の理由により、座席をすべて利用した件数は、17年度は28件であるが、体育館等としての稼働率は低くない。

(監査意見)

(4) 宿泊施設

洋室10部屋ツイン(8部屋がバリアフリー)

和室11部屋3～5人部屋

料金一泊一人 3,050円(食事含まず)

稼働率

13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
19.0%	19.7%	20.4%	18.6%	14.3%
2,254人	2,430人	2,484人	2,012人	1,522人

上記の表のように利用は低下傾向である。

季節変動を考慮した料金体系の見直し等、規則の緩和の是非の検討が必要である。

なお、平成18年度においては、指定管理者として施設の周知を啓発することで利用率を若干ではあるが、伸ばしつつある。

(監査意見)

(5) 研修室等の予約キャンセル

県の補助事業・委託事業の場合は、条例により使用料は減免となるが、
減免事業によるキャンセルが多くそれによる機会損失が生じている。
減免事業は、講師の日程未定、雪等の交通事故、諸々試験合格者数の未
定等に対応するため仮押さえを行う傾向がある。

A 団体のキャンセル状況

	16年度	17年度（1月末まで）
予約コマ数	2,865コマ	2,710コマ
キャンセルコマ数	647コマ	877コマ
キャンセル率	23%	32%

県の施設としてある程度の仮押さえはやむを得ない場合もあるが、キャンセル率はそれを考慮しても高過ぎるのではないだろうか。何らかのペナルティーを科す等の対処の可能性を検討する必要があるのではないか。

<児童環境づくり推進事業>

(監査結果)

1. フェスタ実行委員会の口座名義について

家庭や子育てに関する啓発事業等のため「ふくおかボランティアのつどい・子どもすくすくフェスタ」を開催している。フェスタの運営は、民間の力を利用しさらにその自主性を確保するため財団とは別に実行委員会を組織し、当財団よりその実行委員会に委託する形を取っている。

実行委員会規約により実行委員会の事務局は当財団がなり経理事務を行っている。

この実行委員会の使用する普通預金口座名義が財団の担当職員の名義となっている。実行委員会の口座名義は実行委員会委員長の名義にすべきである。

(監査意見)

2. フェスタのリーフレット単価について

平成17年9月18日、19日開催の上記フェスタの集客用・一般向けリ

ーフレットの印刷会社からの請求書によると納品日が同じ8月12日で下記のようになっている。

集客用・一般向けリーフレット	200,000枚	936,000円
集客用・一般向けリーフレット(増刷)	100,000枚	559,000円

1枚あたり単価は4円68銭、増刷分 5円59銭 で19.4%増刷分が高くなっている。

2日間の全国大会という集客数を見込むことの困難性があったことは理解できるが、請求時に先方とその単価について説明を求める等を行っていないか、だった。コスト意識を持つて先方と交渉すべきである。

3. 補助事業、受託事業の有効性等

補助事業の児童環境づくり運営協議会の開催等、受託事業の次世代のための結婚応援事業の有効性は数値目標を上げて判断するものではないので、担当者に質問し状況を把握するのにとどまった。いずれにせよ短期的に判断できないものであり中長期的な視野を持って行うことを期待する。

<一般>

1. 外債（仕組債）について

財団は、債券とデリバティブ（金融派生商品）をセットにした金融商品である仕組債により主に資金運用を行っている。
仕組債は大きく「金利仕組債」「株価仕組債」「為替仕組債」に分けられ、投資家のニーズに合わせ様々なタイプの仕組債が可能である。ただし、元本保証ではない。

仕組のタイプは下記の2パターンに分類される。

- イ. クーポン部分のキャッシュフローに変化をもたらした仕組債
- ロ. 債還元本部分に変化を持たせた仕組債

財団は主に上記イにより運用している。

(監査意見)

(1) 外債（仕組債）運用について

平成18年3月31日現在の外債運用残高

基本財産	1,581,286千円のうち	1,381,306千円	87.4%
資産安定基金	181,000千円のうち	52,517千円	29.4%

運用利回り（基本財産）

15年度 4.293% 16年度 4.964% 17年度 5.897%

財団資産運用規程第6条（運用指針）では下記のとおり規定されている。
資産の運用に当たっては、次に掲げる運用の3原則に充分に留意し、金融商品の種類、金融機関又は発行体、運用期間等のポートフォリオを勘案し、分散運用を図る。

- ①安全性（信用性）
- ②収益性
- ③市場性（換金性）

この3原則からすると運用のうち円建外債（仕組債）が占める割合が多い。現在の低金利の状況下で運用益を上げることは困難と思われるが、基本財産の性格を考慮し、その運用のポートフォリオを検討すべきである。

財団資産運用規程第4条（基本方針）にも、「基本財産は、元本償還が確定で、かつ固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で運用を行う。」と規定されている。

運用されている仕組債の殆どは償還価格元本100%となっているが、償還期間が15年、20年、30年と長く途中償還が前提となっている。任意償還されば元本100%で問題はないが、一部の仕組債の利率が低くなつたか無利息になつた等で財団においてこれを解約し他に再投資しなければならない状況になつたとき、仕組債は市場性が低いことから元本を回収できない可能性がある。

18年3月31日の時価評価は下記のとおりである。

基本財産	取得価額	1,381,306千円
	時価評価額	1,228,374千円 (88.9%)

取得価額と時価評価との差額である評価損は152,932千円となっている。
もちろんこの評価損は会計上の認識にとどまるもので、このことが即損失に結びつくものではない。しかし、財団が資産の運用上、評価損がある仕組債の一部を売却しなければならない場合には、当該債券については損失が発生することになる。

また、新「公益法人会計基準・注解」では、「満期保有目的の債券以外の有価証券で市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理するものとする。」となっている。

(2) 財団資産運用規程との関係 (監査結果)

①運用規程第5条（運用対象）に反するものが2件あった。

第5条(1) 基本財産

ス) 日本の格付機関のうち1社以上、かつ外国の格付機関のうち1社以上が、長期債務についてAA格以上、及びカントリーリスクのランクシングを30位以内と格付している円建外債又はユーロ円債

16年4月購入債券	日本 A+	日本 AA、外國 BBB+
16年9月購入債券	日本 A+	日本 AA、外國 A-

ともに格付AAは日本の格付機関1社のみで規定に該当しない。

なお、上記規程は平成18年5月に「1社以上がAAA又は2社以上がAA」に改定され、より条件を厳しくしている。

(監査意見)

②運用規程第4条、「基本財産は、元本償還が確実であり」の規定からすると、確実性につき適切でないと思われるものが2件あった。

15年度 早期償還条項付225連動デジタル・クーポン社債（満期
償還額225連動型）

16年度 同 上

満期償還価格決定水準が発行日の日経平均の85%と設定されているので、満期償還時（7年）の日経平均が発行日より15%下がると元本割れのリスクがある。

ただし、2件とも利息が株価に連動する仕組で株価が一定水準以上になつたら元本で早期償還されることになっており、株価上昇により既に元本で償還されている。

(監査意見)

(3) 購入価額が額面超過について

平成14年1月購入のユーロ円債が額面100,000千円のところ、購入価額が102,200千円である。償還価格は額面であるので、償還による損失のリスクがある。

額面超過による購入は、利息により充分そのリスクのカバーが可能か、あるいは購入価額以上での売却がスムーズに行えるかの検討が必要である。

今回は平成17年12月に額面で早期償還される前に売却ができたので損失は生じていない。

(監査意見)

(4) 資産運用会議について

平成18年5月31日に財團資産運用規程を改定し、資産運用会議を創設した。

第5条（資産運用会議）

前条に定める基本方針を踏まえた年間及び月毎の運用方法等を協議するため、資産運用会議を開催する。

資産運用会議の構成員は、別表により、常務理事、事務局長、総務課長、その他（理事長が認める者）となつていてある。

平成18年度からは、償還のあつた債券に代わり、新たな債券を購入す

るための運用会議（6月21日）を開催している。また、原則的には、月に一度の理事長との業務打ち合わせや報告のための議題に資産運用は常に提示されている。また、事前に資産分析を行い、今後の動きを協議することは日々において実施され、報告はされていたが、協議経過の議事録作成が残されていなかつた。

運用している外債（仕組債）の特質から、景気変動、金利動向、為替変動等あらゆる方面的影響を受けるので、会議を開催した場合には協議内容が記載された議事録作成も必要である。内部統制上からも必要である。

（監査意見）

2. 三財団（当財団、人権啓発情報センター、女性財団）の管理部門統合について

＜施設管理事業について＞の1.でも述べたとおり、行政改革の一環として平成15年度より三財団の管理部門が当財団に統合された。この統合により管理業務は当財団で行うこととなつたが、統合された他の財団の予算執行管理・会計に関する業務は、総務課の県派遣及び嘱託職員がほぼ専任で各財団の担当として行つている。

管理部門の統合の結果、各組織が見直され、三財団の県派遣職員は25名から21名と4名（うち総務課長が2名）減少している。

この合理化をさらに進めるなら、三財団の管轄は保健福祉部と生活労働部に分かれているが、単に管理事務の統合に終わらせらず、組織の活性化、県民サービスの効率化から検討すべきである。

②福岡県土地開発公社

1) 概要

設立の経緯

財団法人 福岡県開発公社(昭和43年8月26日として設立)
福岡県が地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成、その他の管理等を行わせるため、「公有地の拡大の推進に関する法律」(昭和47年6月15日)に基づいて昭和48年に特別法人へ組織変更を行った。

基本財産

30,000千円(全額出資)

(所管事業の概要)

土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と、県民福祉の増進に寄与することとする。

(公社の業務範囲)

1. 公有地の拡大の推進に関する法律及び公社定款に基づいて、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成、その他の管理及び処分
 - イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項、第5条第1項に規定する土地
 - ロ 道路、公園、緑地、その他の公共施設、又は公用施設の用に供する土地
 - ハ 公営企業の用に供する土地
 - ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
 - ホ 観光施設事業の用に供する土地
 - ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - ト 史跡、名勝、又は天然記念物の保護、又は管理の為に必要な土地
 - チ 航空機の騒音より生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
- (2) 住宅用地の造成事業並びに、港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び、流通業務団地の造成事業

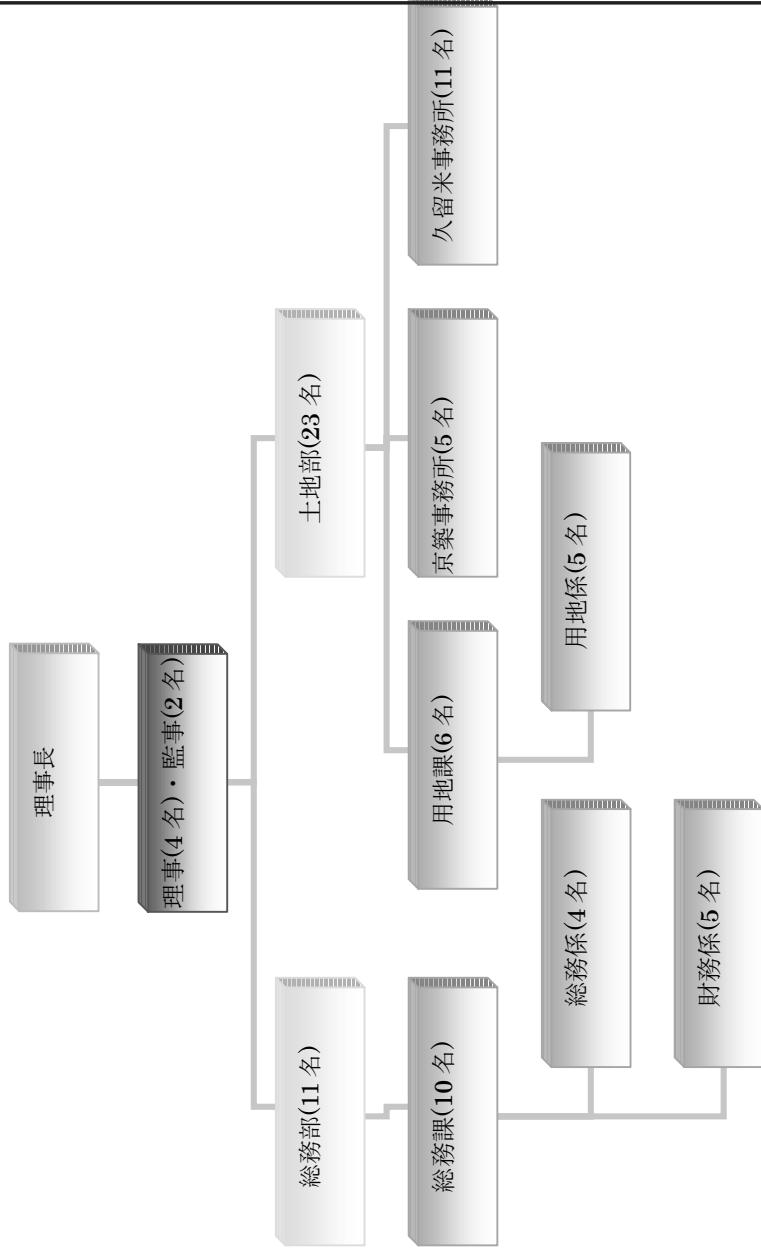
(3) 前2号の業務に附帯する業務

2. 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行なう。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は、同項第2号の事業の実施と併せて、整備されるべき公共施設又は、公用施設の整備で、地方公共団体の委託に基づくもの及び、当該業務に附帯する業務

(2) 国、地方公共団体、その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務

(福岡県土地開発公社の組織図) (平成18年7月現在)



定款により理事は13名以内（うち理事長1名及び事務理事1名），監事2名と定められている。

総務部 11名は福岡県道路公社と併任である

(職務分掌範囲)

総務係

- ・理事会及びその他の会議に關すること
- ・役員に關すること
- ・企画に關すること
- ・事業計画に關すること
- ・定款及び規程等の制定または改廃に關すること
- ・公印に關すること
- ・文書の收受、発送、編さん及び保存に關すること
- ・職員の人事、給与、服務、懲戒、研修及び福利厚生に關すること
- ・物品の出納及び保管に關すること
- ・情報公開に關すること
- ・他課及び係に屬しない事務に關すること

財務係

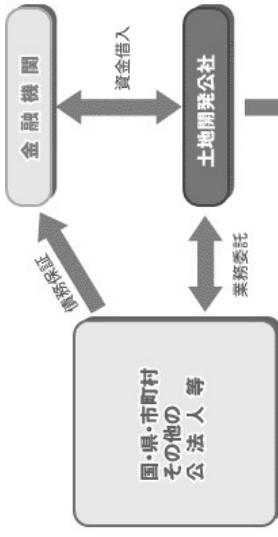
- ・予算及び決算に関すること
- ・資金計画の策定並びに資金の調達及び運用に関すること
- ・契約に関すること（用地事務に関するものを除く）
- ・財産の取得、管理及び処分に関すること
- ・現金、有価証券の出納及び保管に関すること
- ・支出負担行為の審査及び確認並びに支払に関すること
- ・他課に属しない事務に関すること
- ・ペイオフ対策に関すること
- ・監査に関すること
- ・工事庶務に関すること
- ・特命会計機関に関すること
- ・公共用地先行取得事業に関すること

用地係

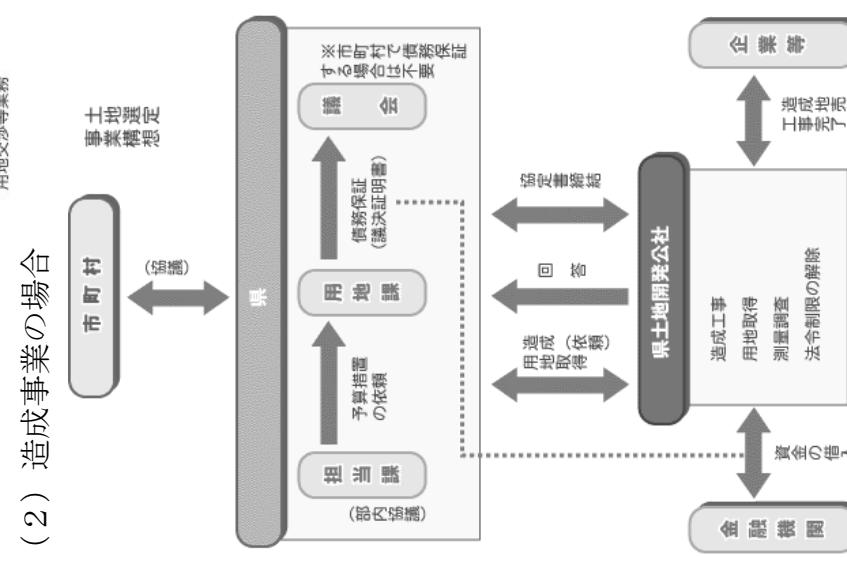
- ・国の事業、土地造成事業及び公団及び県等の事業等に係る土地等の取得計画及び各機関との連絡調整に関すること
- ・国の事業、土地造成事業及び公団及び県等の事業等に係る土地等の取得に伴う調査測量に関すること
- ・国の事業、土地造成事業及び公団及び県等の事業等に係る土地等の取得・あっせん・管理及び処分に関すること
- ・国の事業、土地造成事業及び公団及び県等の事業等に係る損失補償に関すること
- ・出先事務所の所管事業に係る速絡調整に関すること

(業務スキーム)

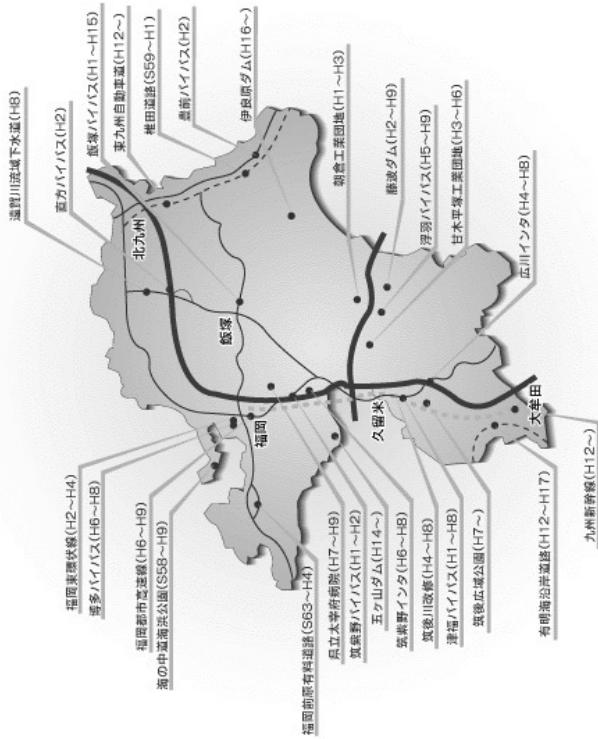
(1) 用地取得の場合



(2) 造成事業の場合



(公社の過去実績について)



m²)

事業種別	S43～H17計	主な事業
道路	面積 用地数	2,812,786 福岡南北バイパス 福岡南北バイバス 久留米筑紫野線 筑紫野古賀線 東環状線 直方バイパス 有明海沿岸道路 福岡環状線
	面積 用地数	60,565,514 福岡南北バイバス 飯塚バイパス 福岡原原有料道路 八木山バイパス 福岡原原有料道路 冷水道 椎田バイバス
有料道路	面積 用地数	1,707,522 二本浜五条料道路 八木山バイパス 福岡原原有料道路 九州横断自動車道 東九州自動車道
	面積 用地数	16,520,526 8,363,575 77,421,832
高速道路	面積 用地数	538,373 御笠川終点処理場 多々良川流域下水道 宝満川流域下水道
	面積 用地数	13,824,076 宝溝川河川改修 大刀洗川河川改修 筑後川河川改修
流域下水道	面積 用地数	1,037,012 宝溝川河川改修 大刀洗川河川改修 筑後川河川改修
	面積 用地数	11,695,480
河川	面積 用地数	1,096,526 海の中道海浜公園 新宮公園
	面積 用地数	14,168,270 新宮公園
公園	面積 用地数	3,242,648 合所ダム 五ヶ山ダム 福島山ダム 藤波ダム 牛頭ダム 鳴瀬ダム 伊良原ダム
	面積 用地数	37,004,768
ダム	面積 用地数	464,952 九州新幹線
	面積 用地数	38,821,634
新幹線	面積 用地数	4,922,375 福岡県農業総合試験場 奥八女スコーレゾーン整備事業
	面積 用地数	9,053,586 福岡県林業試験場
公共施設	面積 用地数	1,855,832 佐川工業団地 朝倉工業団地
	面積 用地数	12,987,209
工業用地	面積 用地数	580,107 ほ場整備事業 道路・河川先行取得事業
	面積 用地数	27,331,655
その他	面積 用地数	26,621,710 吉木平塚工業団地
	面積 用地数	319,394,550
総計	面積 合計	

2) 監査結果及び監査意見

1. 代行用地

(1) 飯塚バイパス事業

概要

一般国道 201 号は従来から九州北部の都市間を東西に結ぶ幹線道路として利用されてきたが、その行程の多くを山間地が占め、気象条件等による規制区間があること、年々増加する交通量に伴つて渋滞も慢性化してきた。バイパスの整備の結果、「交通渋滞の解消」「規制区間の解消」「安全性向上」「地域活性化」が期待されている。例えば福岡～田川間は現在の国道 201 号では 42km~60 分かかるが、バイパスの開通で 37km~40 分と所要時間は約 20 分短縮される。バイパスの整備は、地域社会をはじめ周辺への通勤・通学のアクセスを格段に向上させ、定時性・安定性を確保するなど、時間的・経済的な豊かさや、ゆとりある生活環境を実現し、筑豊地域の発展に確実に結びついていく。

事業としての用地買収は既に終っているが平成 14 年度、平成 15 年度用地国債分の買戻しが完了していないため財産目録の代行用地として 714,626 千円が計上されている。

計画書を入手し契約、取得、引渡が適正になされているかサンプリングを行い、適正であると認められた。

(2) 有明海沿岸道路事業

概要

有明海沿岸道路は地域間の交流・連携を強化する地域高規格道路として位置づけられており、将来においては九州横断自動車道などの高速道路網と連絡し、交通ネットワークを形成することで、高規格幹線道路網を補完する。

また、三池港、佐賀空港などの広域交通拠点及び大牟田市、柳川市、大川市、佐賀市、鹿島市など有明海沿岸の都市群の地域産業の活性化等の有明海沿岸地域の更なる発展に寄与するとともに、一般国道208号等の混雑緩和と交通安全の確保を目的として計画された無料の自動車専用道路である。

このうち、福岡県土地開発公社では福岡県内においては、高田大和バイパス、大川バイパスの2事業を推進している。

道路名	延長	区間	都市計画	備考
高田大和バイパス	8.9km	(自)みやま市 高田町黒崎開 (至)柳川市大 和町徳益	柳川市 大川市 (H11.1.6)	S63年度事業化
大川バイパス	10.0km	(自)柳川市大 和町徳益 (至)大川市大 野島		H5年度事業化 H12年度事業化 (延伸)

道路規格 第1種3級(自動車専用道路)

設計速度 V=80km/h

車線数 4車線(暫定2車線)

幅員 20.5[19.5]m

有明海沿岸道路建設にあたっては、わが国有数ともいわれる軟弱地盤への対策が最大の課題である。有明海周辺部に広く分布している非常に柔らかい粘土(有明粘土層)は、筑後川をはじめとする多くの河川による土砂流入によって堆積され、厚さは約10~20mで深いところでは約50mにも及ぶ。このような軟弱地盤上に盛土を盛ると、その重みによってすべり破壊を起こしたり、周辺地盤の盤ぶくれや引き込み沈下を発生させるため、軟弱地盤対策が必要となってくる。有明海沿岸道路では、経済性や安全性などに配慮し適切な対策工法の検討を行ながら整備を進めている。

従来、道路は自動車の交通需要に対応することを主な目的として整備が進

められてきたが、地球温暖化対策、沿道の自然・生活環境への負担軽減など、道路自体がよりよい環境創出のための機能や構造を有することが求められている。有明海沿岸道路においては、良好な景観を形成し、環境への負担を軽減するため、緑化を主要な環境対策として取り組み、緑の骨格軸を形成する「緑の回廊」構想を推進する。

大川バイパス-----平成17年度末残	713,867千円
高田大和バイパス-----平成17年度末残	1,828,936千円

契約、取得、引渡が適正になされているかサンプリングを行い、適正であると認められた。

(3) 千代粕屋線事業

概要 都市計画街路3・3・15号千代粕屋線（一般県道607号・福岡築栗線）

事業区間 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字筒口 2701-3～

福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字ムタ田 2399-1

道路規格 第4種第1級

設計速度 V=60km/h

計画延長 L=1,760m

道路幅員 W=25.0m(車道16.0m、歩道4.5m×2=9.0m)

事業期間 平成12年度から平成18年度まで(予定)

施行者 福岡県

本路線は、主要幹線道路である国道3号と、糟屋郡を南北に伸びる主要地方道・筑紫野古賀線を東西に結ぶ、福岡都市圏東部の広域幹線軸の一部である。また、福岡市中心部と九州自動車道福岡ICや福岡流通センターを連絡する他、福岡国際空港にも近く、広域的な物流・人流を担う役割を果たしている。

路線の現況

粕屋町の都市計画マスタートップランでは、吉田地区は業務・商業地域に指定されており、本路線は粕屋町の産業を支える動脈であるとともに、玄関口としての役割も持っている。そのため、立地の良さから本線沿線には、大型商業施設や工場、倉庫等が次々と開発され、交通量が年々増加しており、平成17年度交通量調査では1日当たりの交通量約17,000台、うち大型車約3,000台で混雑度1.34に達しており、慢性的な渋滞を来している。また、右折車やバス停車等により交通混雑を引き起こしており、交通事故の危険性も高まっている。

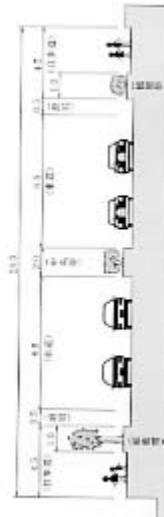
整備効果

現在建設中の福岡東環状線や本路線の改良、並びに福岡市内においても同路線の拡幅事業が進んでおり、これらの整備により交通混雑の緩和が計られるとともに、福岡都市圏の交通循環機能が高まり、九州山口内各都市拠点間との交流が活発化し、地域の広域流通の強化を図ることができます。また、歩道、緑地帯の整備により、沿道環境や景観の向上が計られ、適切なまちづくりが促進されるものと期待される。



現況横断図

計画横断図



完成予想図



平成15年度国債設定397,113千円で、平成16年から平成18年に渡つて引き渡しを行い、平成17年度末の残高は116,938千円であることを確認した。

契約、取得、引渡しが適正になされているかサンプリングを行い、適正であると認められた。

(4) 筑後広域公園事業

概要

福岡県では、豊かさを体感できる公園をテーマに筑後市とみやま市に跨る矢部川両岸約193haの地区において、筑後平野の田園景観、河川の豊かな自然環境、歴史的な資源に恵まれた土地などの筑後地域の特色を活かした県民のレクリエーションの場、地域に根ざした公園づくりを目指して、平成7年度から筑後広域公園の整備を進めている。

平成15年度国債設定810,659千円で、平成16年から平成19年に渡って引き渡しを行い、平成17年度末の残高は396,756千円であることを確認した。

計画書を入手し契約、取得、引渡が適正になされているかサンプリングを行い、適正であると認められた。

(5) 河川総合開発事業 ①伊良原ダム

事業の概要

伊良原ダムは、祓川水系祓川の福岡県京都郡みやこ町犀川下伊良原地先に多目的ダムとして建設するもので祓川総合開発の一環をなすものである。ダムは重力式コンクリートダムとして、高さ 83.0m、総貯水容量 28,700,000 m³、有効貯水容量 27,500,000 m³で、洪水調節、水道用水の開発、既得取水の安定化及び河川環境保全等のための河川流量の確保を目的とするものである。

洪水調節

ダム地点の計画高水流量 510 m³/s のうち、390 m³/s の洪水調節を行い祓川沿川地域の水害を低減する。

既得用水の安定化、河川環境の保全等
ダム地点下流の祓川沿川の既得用水の安定化及び河川環境の保全等のための流量を確保する。

水道用水

田川地区(田川市、福智町、川崎町、糸田町)及び京築地区(行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、築上町、吉富町、上毛町)に対し、ダム地点において、水道用水として新たに 37,000 m³/日 (0.428 m³/s) の取水を可能とする。

流域の概要

祓川は福岡県の東部に位置し、その源を鷹ノ巣山(標高 979m)に発し、山間部を北流し、途中、大丸川、横尾川、宮下川を合流しながら行橋市を貫流し、周防灘に注ぐ流域面積 66.4 平方キロ、流路延長 31.5km の 2 級河川である。祓川流域は、瀬戸内海型の気候を示し、降雨量は梅雨期、台風期に多く、地域的には上流部の降雨量が多い。特に梅雨期の豪雨により災害が多く発生している。祓川の水利用は古くから行なわれ、かんがい用水の水源として利用されている。流域の年平均降水量は約 1,900mm、年平均気温は約 16°C である。

事業の必要性

祓川は、急流のため古くよりたびたび被害を受けており、最近では、昭和

54年6月の梅雨前線により、浸水家屋307戸、浸水農地290ha、被害総額13億円、昭和55年8月の豪雨により全壊流出1戸、半壊1戸、浸水家屋34戸、浸水農地75ha、被害総額8億円等毎年のように河岸の決壊、氾濫を繰り返してきた。さらに、沿川の行橋市、みやこ町の市街化が著しく進み、洪水被害は増加の傾向にあり、地元住民は抜本的な治水計画を強く望んでいる。このため、平成9年11月28日祓川水系工事実施基本計画が策定された。祓川水系工事実施基本計画では、基準点(木井)での基本高水流量を590m³、計画高水流量210m³とし、380m³を伊良原ダムで調節することとしている。

また、祓川は行橋市、みやこ町の耕地等に対する水源として広く利用されているが、昭和35年、昭和42年、昭和44年、昭和53年、平成6年等夏期においては、しばしば深刻な水不足に見舞われているため不特定補給を行い、既得用水の安定化、河川環境の保全等をはかる必要がある。田川地区(1市3町)、京築地区(2市5町)では近年、市街地への人口集中が急速に進み、また、周辺部においても住宅地の開発が進展し、水道用水の需要の急増が予想されている。現況の水源は、田川地区では遠賀川水系中元寺川の表流水と地下水、京築地区では今川の表流水と地下水によっているが、取水可能な限度に達しており、新たな水源の確保が強く望まれている。(このため、田川市、川崎町、糸田町、福智町では田川地区水道企業団を、行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、築上町、吉富町、上毛町では京築地区水道企業団を創設し、ダムへ参加している。)

このように、治水はもとより利水においても早急な対策が望まれており、伊良原ダム計画には大きな期待が寄せられている。

伊良原ダム主要経過

S4 9年度	実施計画調査採択	H6 年度	地元地権者5団体と建設に関する基本協定書締結
H2 年度	建設事業採択、田川地区・京築地区水道企業団と基本協定書締結	H7 年度	水源地域対策特別措置法に基づくダム指定
		H10 年度	補償交渉委員会設立
		H13 年度	河川整備基本方針策定
		H15 年度	損失補償基準提示
		H16 年度	河川整備計画策定、損失補償基準調印
		H16 年度	水源地域対策特別措置法に基づく伊良原ダムの水源地域整備計画の決定

計画概要表

ダム本体	位置	左岸福岡県京都郡みやこ町犀川下伊良原地先 重力式コンクリートダム
型式		
堤高	83m	
堤頂長	340m	
堤頂幅	7m	
堤体積	48万3千m ³	
貯水池		
総貯水容量	2,870万m ³	
有効貯水容量	2,750万m ³	
集水面積	36.8k m ² (3,680ha)	
湛水面積	1.22 k m ² (122ha)	
標高		
ダム天端	EL213.3m	
設計洪水位	EL212.3m	
サーチャージ水位	EL210.3m	
常時満水位	EL202.1m	

勘定科目残高の確認

平成16年用地国債の平成17年度末残	130,929千円
平成17年用地国債の平成17年度末残	2,885,520千円
計	3,016,450千円

②五ヶ山ダム

概要

過去の洪水被害

那珂川では、昭和28年6月の大出水で番托井堰の決壊による被害をはじめ、その後も昭和38年6月には浸水家屋7,533戸の被害を受け、さらには昭和48年7月、昭和53年6月、昭和55年8月、昭和58年7月、昭和60年6月の洪水など、たびたび洪水に悩まされている。近年では平成11年6月に家屋浸水等の大きな被害が発生した。

過去の治水対策

那珂川水系における治水計画は、昭和28年6月の大出水を契機に、昭和37年度に那珂川総合開発事業全体計画(南畠ダム)が立案され、南畠ダムの建設事業に着手した。平成9年度には、那珂川水系工事基本計画が策定され、平成13年度には、河川法改正に伴う那珂川水系河川整備基本方針が立案された。

▼近年の主要な既往洪水一覧表

発生年月	降雨原因	河川名	浸水面積(ha)	一般資産被害額(万円)
昭和55年8月 14日～9月15日	前線・低気圧 220mm/24hr	那珂川 葵院新川 若久川	18.2 15.8 2.5	11,348 20,854 5,996
昭和58年6月 24日～7月28日	梅雨前線 245mm/24hr	那珂川 葵院新川 若久川	10.6 4.6 1.4	358 7,232 1,552
昭和60年5月 27日～7月24日	台風6号 235mm/24hr	那珂川 葵院新川 若久川	0.2 5.9 0.3	63 4,757 245
平成11年6月 29日	梅雨前線 195mm /24hr	那珂川 葵院新川 若久川	9.0 0.6 0.37	39,993 5,384 32,082

過去の渇水被害

福岡都市圏では渇水被害がたびたび発生している。特に昭和53年の記録的な少雨の影響から時間制限による給水制限が287日間も継続し、他自治

体からの応援給水、災害要請に基づく自衛隊の給水活動等の緊急措置が執られた。平成6年には、昭和53年を上回る規模の渇水を経験し、給水制限は295日にも及び大規模な渇水被害が生じた。

▼近年の主要な渇水状況表

発生期間	被害市町村	給水・取水制限等の状況
昭和53年5月14日～昭和54年3月24日	福岡市他6市7町	時間給水:287日間(制限時間最大19時間)
昭和57年7月1日～昭和57年7月13日	福岡市他2町	時間給水:13日間(制限時間最大9時間)
平成6年7月21日～平成7年5月31日	福岡市他5市8町	取水制限:(最大56%)362日間 減圧給水(最大28%)350日間、被害額12億円、時間給水:295日間(制限時間'最大12時間)

五ヶ山ダムの目的

五ヶ山ダムは那珂川の上流、筑紫郡那珂川町大字五ヶ山地先の南畠ダムと背振ダムの間に建設を計画している重力式コンクリートダムで、総貯水容量4,020万m³を有する多目的ダムであり、その目的は以下の通りである。

洪水調節

那珂川のダム地点で基本高水流量440m³/sのうち、415m³/sの洪水調整を行い、基準点(南大橋)での計画高水流量1,350m³/sを900m³/sへ低減する。

既得用水の安定化、河川環境の保全ダム地点下流の那珂川沿川において農業用水等の既得用水の補給を行うなど、既得用水の安定化、河川環境の保全等の増進を図っている。

水道用水

福岡地区水道企業団(9市10町)の水道用水として、新たに1日1万m³の取水を可能にしている。

異常渇水時の緊急補給

異常渇水時において、那珂川から取水している福岡都市圏の8市12町に対する補給、及び既得用水の安定化、河川環境の保全等のための流量の確保

を可能にするため、総量 1,660 万m³の緊急水の補給を行い、渴水被害の軽減を図る。

わが国は、世界でも有数の多雨地帯、アジアモンスーン地帯に属し年間降水量は約 1,750 m³で世界平均降水量約 970 mm の 2 倍と恵まれているが、狭い国土に人口が多く、一人当たりの降水量は世界平均の 1/6 程度であり決して恵まれていない。とりわけ福岡県の人口一人当たりの降水量は世界平均の 1/17 と、極めて厳しいのが現状である。福岡都市圏においては昭和 53 年から翌年にかけ制限給水日数 287 日という未曾有の渴水を経験し、社会生活、経済活動に極めて大きな打撃を受けた。渴水対策容量は、このような異常渴水時において社会生活、経済活動を維持するための必要最小限の水を確保する目的のものである。

五ヶ山ダムは、通常の利水容量と渴水対策容量を併せ持つダムであり、異常渴水時には、五ヶ山ダムを含めた通常のダムで補給した後、渴水調整を行いつつ五ヶ山ダムの渴水対策容量分を補給することとなる。

渴水対策容量は、通常の利水容量(背振ダム+南畠ダム+五ヶ山ダム通常容量)が空になり、下流への補給ができなくなつた場合に、利用をはじめると補給の対象用水は、「農業用水」、「水道用水」等に対して補給するものとする。

計画概要表

ダム本体	位置	福岡県筑紫郡那珂川町大字五ヶ山
型式	重力式コンクリートダム	
堤高	102.5m	
堤頂長	556m	
堤頂幅	7m	
堤体積	90 万 6 千 m ³	
貯水池	総貯水容量	4,020 万 m ³
	有効貯水容量	3,970 万 m ³
	集水面積	18.9k m ² (1,890ha)
	湛水面積	1.39 k m ² (130ha)
標高	ダム天端	EL417.5m
	設計洪水位	EL415.9m
	サーチャージ水位	EL413.4m
	常時満水位	EL407.10m

事業の主要経緯

昭和 5 3 年～5 4 年	福岡都市圏を中心に287日に及ぶ大渕水 予備調査(地形測量、物理探査、水文調査)
昭和 5 4 年度～5 7 年度	実施計画調査(試錐、地形測量、物理探査)
昭和 5 8 年度～6 2 年度	建設事業採択
昭和 6 3 年度	
平成 3 年 1 2 月	ダム軸(位置)決定(ダム基本設計会議)
平成 4 年～	付替道路の測量設計に着手
平成 8 年	用地補償調査協定書調印
平成 9 年 1 1 月	ダム事業全体計画認可
平成 1 4 年 1 2 月	損失補償基準調印
平成 1 6 年 6 月	水源地域対策特別措置法に基づく整備計画の決定

勘定科目残高の確認

平成 1 7 年度用地国債の平成 1 7 年度末残 8,392,384 千円	計 15,788,668 千円
平成 1 6 年度用地国債の平成 1 7 年度末残 5,475,984 千円	
平成 1 5 年度用地国債の平成 1 7 年度末残 1,920,298 千円	

河川総合開発事業については伊良原ダム 3,016,450 千円 + 五ヶ山ダム 15,788,668 千円 = 18,805,118 千円となり財産目録にある用地補償費合計に一致している事を確認した。また契約、取得、引渡が適正になされているか、サンプリングを行い、適正であると認められた。

(6) 用地先行取得事業

概要

県の道路・河川先行取得に伴う事業で、各土木事務所と協定を結び、道路・河川用地 18,577 m²を取得了。(平成17年度実績)

(単位：千円)

年度	用地補償費	引渡済額	未引渡額	支払額	現在執行額
14年	1,919,529	1,855,120	64,409	1,903,304	48,184
15年	1,732,326	1,670,455	61,861	1,722,540	52,085
16年	2,210,786	1,677,879	532,906	2,177,657	499,777
17年	2,107,387	27,180	2,080,207	926,635	899,455
計	7,970,019	5,230,635	2,739,384	6,730,137	1,499,502

未引渡残高 27億39百万円は代行用地勘定の用地費及び補償費に一致していることを確認した。

契約、取得、引渡が適正になされているかサンプリングを行い、適正であると認められた。

(7) 未成土地について

土地造成事業

伊良原ダム建設に伴う集団移転用地造成事業	411,703 千円
五ヶ山ダム建設に伴う集団移転用地造成事業	287,376 千円
東部中核工業団地(行橋)	34,395 千円

未成土地については伊良原ダム建設に伴う集団移転用地造成事業、五ヶ山ダム建設に伴う集団移転用地造成事業については造成費、調査費、用地費、事務費の処理について検討し適正であると認められました。東部中核工業団地(行橋)についても調査費等についての処理について検討し適正であると認められた。

(8) 受託事業について

受託事業については公社で予算措置の必要がなく計算書類には反映されないためここでは現在受託中の事業について軽く触れるに留める。

東九州自動車道事業

東九州自動車道は、九州の東側において、北九州市を起点とし、福岡、大分、宮崎、鹿児島の各県を結び、鹿児島市に至る全長約436kmの高速自動車国道である。県内では、北九州JCT～苅田北九州空港IC間が開通している。この東九州自動車道の開通は、九州全体の産業・経済・文化の活性化に重要な役割を果たすことが期待されている。福岡県土地開発公社では、県内の（北九州市を除く。）用地買収を担当している。

平成17年度は日本道路公団（H17.1.10～西日本高速道路㈱）から委託を受け、道路用地34,592.60m²を取得した。

九州新幹線事業

九州新幹線は、新八代～鹿児島中央間が平成16年3月に開業し、アクセスの利便性や相互交流も飛躍的に向上しています。福岡県土地開発公社においては、県内の用地買収を担当している。

平成17年度は鉄道建設・運輸施設整備支援機構から委託を受け、鉄道用地137,546.89m²を取得した。

新幹線側道整備事業

平成17年度は久留米市から委託を受け、道路用地3,560.83m²を取得した。

(9) 福岡県公園事業用地（糟屋郡新宮町大字立花口）

事業の概要

平成9年6月17日締結（平成11年1月8日一部変更）の「福岡県公園事業用地取得及び造成に関する協定書」に基づき福岡県に代わって代行取得した土地が以下のとおりである。

①所在地 糜屋郡新宮町大字立花口字中山366-2外35筆並びに隣接する里道及び水路

②地目	田外
③地積	公簿面積18,053.82m ² 実測面積73,620.97m ²

同所は平成12年度から27年度までの間、公共開与による産業廃棄物最終処分場事業によつて造成し、その中途の平成15年7月末までに公社から県が購入することを予定していた。しかし、最終処分場事業については、最終処分量の減少や建設・維持管理コストの増加などの事情から、計画の再検討の必要が生じたため購入期限を2年間延長し平成17年7月末となつていた。最終処分場事業については、その後の検討の結果、地元交渉の難航や事業採算性の問題に加え、資源化・減量化の進展により廃棄物量の確保が見込めないことなどの問題から平成15年12月に事業の中止を決定した。このため、当該用地の活用の検討については県と地元新宮町との間で銳意協議を進めている状況であるが、購入期限は再度延長されている。現段階では同所については公用用地として残高が980,576千円残つており、その土地の先行取得事業資金として同額の980,576千円の借入おこなつてある。その借入についても土地の購入期限の延長に伴つて借入期間の延長がおこなわれている。同借入に対しての利率はゼロであり利息の発生はない。また、同用地の管理については、県が行うこととなつてゐる。

(監査意見)

当初、福岡県主導による産業廃棄物最終処分場事業でしたが地元交渉の難航、事業採算性の問題から正式に平成15年12月に事業の中止が決定している。今後の同所の利用計画に關しても全く白紙の状態と聞いている。同所を視察したところ、入り口付近は毎年夏季に除草を行つていることであり、また、入り口に門扉が設置しており、関係者以外が自由に入れないよう県において管理しているが、中の方は雑木、雑草が生い茂つて

いる状況にあった。代行取得であり最終的には県が買い取ることとなつており、その時点で公社としての問題は解決するかと思われるが、現段階ではその時期も明確になつていないように聞いている。現在、利用代替案について関係者間で協議が行われており、引き続き議論をして解決を行う必要がある。

(10) 退職給付引当金について

現状

福岡県土地開発公社職員の退職手当に関する規則によれば、退職一時金制度を採用している。退職日におけるその者の給与×支給率として引当額が計算されている。公社は高齢化が進んでもいることから、定年退職に即した原則法により引当額を算出しているものであるが、計算した平成18年3月31日現在の要引当額は総額で259,791千円となつている。

これに対して平成17年度の貸借対照表では退職給付引当金 207,042 千円となつており 52,748 千円の引当不足が生じている。

(監査意見)

退職給付引当金の不足については、公社としては、平成14年度から平成17年度までに解消する計画でこれまで毎年度、収益の範囲内で一定額を計上してきたが、平成17年度に関しては一般原則に従い引当金を計上すれば損益計算上マイナスになるとの理由から繰り入れ額の調整をおこない最終的な当期利益がちょうどゼロになるまでしか引当金の繰り入れはおこなわれていない。公社の経理規則については「土地開発公社の経理について」(昭和54年12月19日付け自治政第136号、道府県土地開発公社担当部長、指定都市開発公社担当局長、都道府県市町村土地開発公社担当部長あて自治大臣官房地域政策課長通知)を要綱としている。要綱によれば退職給付引当金の計上基準についての明確な定義はされていないが要綱に定めのない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとするとしている。よって退職給付引当金として認識すべき金額が上記の要綱となる。

不足分については早急に引き当てる必要がある。

(11) 破産債権、更正債権の処理

現状

破産債権、更正債権その他にこれに準ずる債権として平成17年度末に9,147千円、この約1/2である4,560千円を貸倒引当金として計上している。これは昭和56年まで遡る問題で地権者が行方不明になったことにより公社が代位弁済をおこなったものに対しての回収ができない状況にあつたものが長期的に残っていたものである。

(監査意見)

同債権に関しては回収の可能性は全くなく資産性もないことより処理をしておかなければいけなかつたにも関わらず、その処理がなされてなく平成17年度に初めて約1/2を処理したものである。回収の可能性も全くないことより本来は全額過去において貸倒損失処理をおこなつておくべきであつたと判断される。

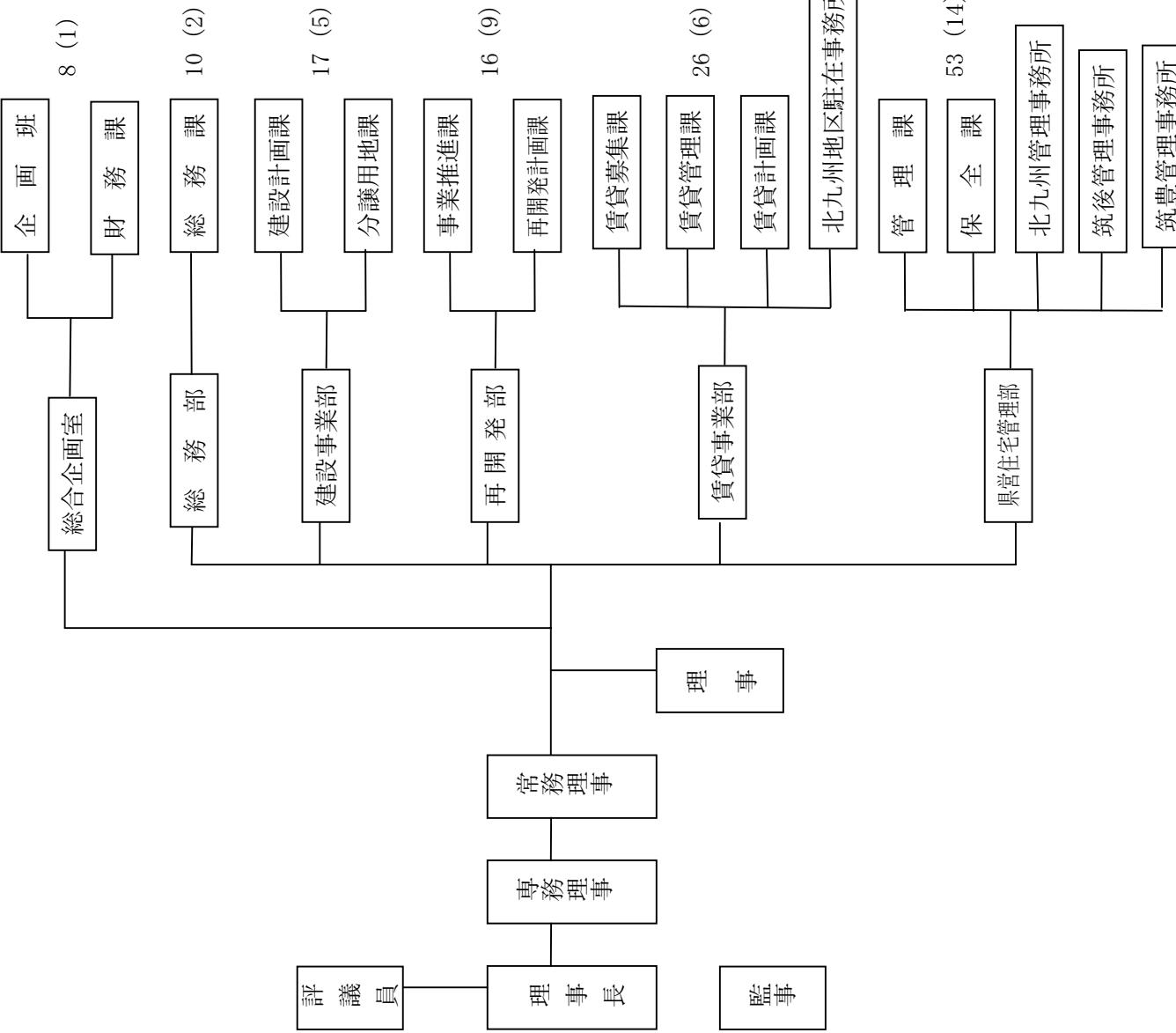
③福岡県住宅供給公社

1) 公社の概要

福岡県住宅供給公社は1965年12月に設立された。この時期は、戦後復興がようやく成し遂げられ、さらに高度成長へむかってスタートをきる時期であったが、住環境と言う意味ではまだまだ十分とは言えなかつた。そこで福岡県としても県民に良好な住居を提供し、快適な生活を送るためにより良いサービスを提供することを目的として設立された。

その後、福岡県県営住宅についてもより専門的経験を有する当法人へその管理を委託することがより良いサービスにつながるということで、1976年より県営住宅の管理、維持を当法人が行うことになった。

2) 組織図および職員数



3) 平成17年度の事業概要

1. 建設事業および建替事業

(1) 建設事業および建替事業の概要

① 建設事業

平成17年度の建設事業は、今後の分譲事業を宅地分譲として行うとの経営方針により、新規の住宅建設工事は行われなかつた。

② 建替事業

平成17年度の建替事業は、福岡市内の4団地（草香江団地、大濠団地、別府団地、松原団地）の建替団地としてクラシオン草香江、クラシオン箱崎松原の建設工事を完了した。

新たに、福岡市内の3団地（福陵団地、今川橋団地、平尾団地）の建替団地として（仮称）クラシオン荒江の建設工事に着手し、（仮称）クラシオン地行および（仮称）クラシオン浄水の実施設計を完了した。

また北九州市内のクラシオン篠崎建替事業で発生した余剰地に周辺団地を移転集約する新たな建替事業として、（仮称）クラシオン大手町の建設工事に着手した。

さらに、福岡市内2団地の建替事業として、紅葉町団地は実施設計に着手し、大橋新町団地は基本設計を完了した。

(2) 平成17年度建設事業等総括表

種別	継続事業		平成17年度事業	
	戸数等	進捗率	戸数等	進捗率
分譲住宅 建設工事	積立分譲	0戸		0戸
	一般分譲	0戸		0戸
	計	0戸		0戸
賃貸住宅建設工事(立替住宅)	297戸	100%	240戸	10%
土地分譲 用地処分	宅地分譲		19,738.51m ²	
	賃貸剩余地処分		5,461.15m ²	
	用地処分 計		62,079.41m ²	
用地取得	公社用地		87,279.07m ²	
	公営用地		797.78m ²	
	計		0m ²	797.78m ²

(3) 継続事業実施状況

○賃貸住宅建設工事（建替住宅）

団地名	所在地	棟数	戸数	竣工時期
クラシオン箱崎松原	福岡市東区	1	115	平成17年6月
クラシオン草香江	福岡市中央区	1	182	平成17年6月
計		2	297	

(4) 平成17年度事業実施状況

○賃貸住宅建設工事（建替住宅）

団地名	所在地	棟数	戸数	竣工時期
(仮称) クラシオン荒江	福岡市早良区	1	103	平成19年7月
(仮称) クラシオン大手町	北九州市小倉北区	1	137	平成19年5月
計		2	240	

○宅地分譲実施状況

団地名	所在地	面積 (m ²)	譲渡区画数
広陵台	宗像市	6,711.07	17
山部中央	直方市	1,677.85	6
花咲台	飯塚市	4,383.84	18
吉北	〃	3,572.73	14
上津・藤光	久留米市	704.04	3
小森野	〃	283.89	1
えのき台	八女市	1,751.14	6
渡瀬	高田町	653.95	3
計		19,738.51	68

○賃貸余剰地処分状況

用地名(団地名)	所在地	処分面積 (m ²)	譲渡時期
鳥飼5丁目(別府)	福岡市城南区	5,461.15	平成18年1月
計		5,461.15	

○用地処分状況

用地名	所在地	面積 (m ²)	譲渡時期
東郷大井	宗像市	34,511.47	平成17年4月
山部中央	直方市	1,936.00	平成17年12月
甘木	甘木市	1,730.94	平成17年5月
東田原	川崎町	9,757.00	平成17年8月
真木	添田町	14,144.00	平成18年3月
計		62,079.41	

○用地取得状況

用地名	所在地	取得面積 (m ²)	取得時期
東領	福岡市博多区	797.78	平成18年2月
計		797.78	

(2) 公社住宅管理事業

公社が經營する賃貸住宅の管理戸数等は、世帯向住宅 10,354 戸、単身者向住宅 536 室、基礎主要構造建築物 44 店舗、中高層賃貸建物 23 店舗および賃貸宅地として 40 宅地 (14,799.41 m²) である。

また、滞納家賃の改善については、定期的な督促に併せて、非常勤家賃等徴収員による臨戸訪問徴収、職員による個別面談、夜間督促および電話督促を実施している。

さらに、長期間の滞納者については、順次、契約解除予告後、即決和解等の法的手段を進めている。

(3) 県営住宅管理事業

県営住宅については昭和51年1月1日に保全業務の受託を開始し、平成元年度からは新築入居業務、一般入居・退去業務（福岡地区と北九州地区に限る）、家賃徴収業務も受託した。

さらに、平成6年度からは全面的に業務を受託し県内 228 団地 29,333 戸の県営住宅の管理および保全に努め、入居者に対するサービスの向上を図っている。

また、平成4年度から駐車場整備業務を受託し、これまで 15,964 区画を整備している。

受託費総額は 2,674,918 千円（税別、派遣職員人件費負担金を含む）

である。なお、工事費の執行状況は下表のとおりである。

工事実行状況 種別	件数 (件)	金額 (千円)
一般修繕	17,659	1,582,146
計画修繕	135	492,502
駐車場整備	3	158,971
計	17,797	2,233,620

※金額は、消費税及び地方消費税を含まない額

(4) 県営住宅駐車場管理事業

平成4年度から駐車場整備業務を県から受託しており、整備した駐車場の管理運営を県との協定に基づき実施している。

なお、平成17年度末の駐車場管理区画数は15,964区画で、当年度の駐車場利用料金収入総額は528,336千円（税別）である。

4) 監査対象項目についての説明

今回の監査対象は、主として17年度に実施された県からの委託事業、すなわち前述した事業のうち、県営住宅管理事業および県営駐車場管理事業の2事業である。

両事業に関する損益計算書を掲示すると以下の通りである。

今回の監査は、これら福岡県県営住宅の建設、管理の目的で支出された委託費が、その目的に対して適切に、合理的にかつ効率的に使用されていることを確かめることにある。

1. 損益計算書（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

(1) 県営住宅特別会計

(単位：千円)

科目		金額
事業収益		2,674,918
受託事業収入		2,674,918
受託料		2,674,918
事業原価		2,674,975
受託事業費		2,674,975
工事費		2,233,620
事務費		441,355
事業利益		△57
その他経常収益		127
受取利息		127
雑収入		0
経常利益		70
特別損失		70
固定資産除却損		70
当期繰越金		—

(2) 県當住宅駐車場管理特別会計

(単位：千円)

科目	金額
事業収益	529,939
駐車場管理収入	529,939
駐車場利用料収入	528,336
手数料収入	1,602
事業原価	567,582
駐車場管理費	567,582
借地料	355,107
修繕費	28,299
委託料	76,165
事務費	108,010
事業利益	△37,643
その他経常収益	109
受取利息	109
経常利益	△37,534
当期繰越金	△37,534

5) 実施した監査手続の概要

1. 県営住宅特別会計に計上してある受託料収入について、県がどのような内容について委託しているのか。すなわち県が委託した内容が、きちんと実施されているのか否かについて、その内容を質問および関係資料等により確かめた。
2. 県営住宅駐車場管理特別会計に計上してある委託料についてその内容を質問および関係資料等により確かめた。
3. 県営住宅特別会計に計上してある工事費について、業者別明細表を入手し、工事費額が多額のもの、前年度に比較し大きく増加しているもの等を選びその内容についてその妥当性を検討した。

6) 監査結果及び監査意見

1. 県営住宅特別会計に計上してある受託料収入についてであるが、福岡県は公社に対して以下の業務を委託している。(委託契約書による)
 - ・福岡県営住宅管理業務
 - ・福岡県営住宅保全業務
 - ・福岡県営住宅駐車場整備業務

契約書においては、上記のように3種類の業務に分けられているが、さらにこの細かい内容については、業務委託契約約款において定められている。

業務委託契約約款によると、第2条(県営住宅管理業務)、第4条(県営住宅保全業務) 第7条(県営住宅駐車場整備業務)の各条文において詳細に定められている。ただし実際の業務は、県営住宅の管理、県営住宅駐車場の管理の2つに分けて実施されている。会計的にもそれら2種類に分けて、県営住宅特別会計、県営住宅駐車場管理特別会計として整理されている。

(監査結果)

予算の策定、そして査定をするに当たっては、約款に記載してある業務ごとに人員、単価等を計算根拠として計算されている。それらについては妥当なものと考えられる。現状をみてみると公社は、四半期ごとに業務報告書を県に提出しているが、その内容は、約款に記載されている業務ごとに区分されていない。委託業務の実施に要する費用の配分は、3種類の業務それぞれの予算の範囲内で、ある程度公社に委ねられているとはいえ、各約款業務ごとに約款に適合した履行がされていることを確

認する必要があるが、業務報告書の記載だけでは履行内容が明らかとは言い難い。

2. 県営住宅駐車場管理特別会計に計上してある委託料であるが、前述したとおり公社は県より土地を賃借し、居住者用の駐車場を経営しているが、その際に必要な委託費であり、内容は、団地の自治会に支払うものと、ポール設置等の業者に支払うものの合計である。

団地自治会に支払った額	55,201千円
ポール設置等業者に支払った額	20,964千円
計	76,165千円

団地の自治会に支払ったものは、区画1箇所当たり3,600円/年を管理作業費として支払ったものである。

(監査結果)

公社が管理している駐車場区画数は、平成18年4月1日現在で16,667区画であることから、公社が受け取った管理料は妥当な金額である。

3. 県営住宅特別会計において計上されている工事費は22億3千万円である。

個別事項に入る前に工事契約に関する取り扱い規則を説明しておく。福岡県住宅供給公社会計規程によれば、第90条において、「請負その他」の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。ただし、契約の性質又は目的により一般競争入札によることが適当と認められる場合は、この限りではない。」とあるとした上で、第108条で「随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるととき。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (5) 競争入札に付し入札者がないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき。
- (7) 1件250万円未満の工事の請負および1件160万円未満の物品の購入

又は印刷物の発注契約をするとき。

以上の各条文を念頭におき話を進めていく。

17年度分の工事費につき業者別に支払額を合計すると以下のとおりとなる。

(単位：千円)

会社名	金額(税抜)
A社	101,865
B社	66,579
C社	64,587
D社	61,963
E社	61,396
F社	66,204
G社	54,688
H社	54,600
I社	51,944
J社	51,091
K社	47,630
L社	46,403
M社	45,317
N社	40,061
O社	39,859
P社	39,431
Q社	38,166
R社	35,224
S社	36,575
T社	35,990
U社	34,451
V社	33,828
W社	33,598
その他	1,092,170
計	2,233,620

これらのうち、業者別工事別内訳がわかるリストを入手し、
(1) おおむね同一時期あるいは、連続している時期に工事が実施されて

いるもの

(2) それらを合計すると250万円の随意契約基準を上回るものについて、工事別明細をその内容を検証した。その結果以下の事項が明らかになった。

(監査結果)

(1) A社

団地名	内容	金額(千円)	工期
松崎	火災復旧工事	2,359	H17.10.14～H17.11.21
		2,284	H18.1.10～H18.2.10

平成16年5月に発生した火事による復旧工事である。通常火災の復旧工事は、内部の応急処理をして、においを消すために、6ヶ月から1年くらいは放置しておく。その後、本格的な復旧工事に入る。
ただしこの工事については18年はじめの募集に間に合わせるという目的もあつたため、火災後1年以上経過してはいたが、この時期に実施したものである。

当工事も17年10月に外部工事を、18年1月に内部の復旧工事を実施した。内部の工事と外部の工事の間に2～3ヶ月の時間差を何故つけなければならなかつたのかについて、合理的と考えられる説明はなかつた。
むしろ当工事は一連の工事と考える。このような工事の場合、どの工事が緊急復旧工事に含まれるのか、どの工事が本格復旧工事なのかの区分を明確にするということであった。

団地名	内容	金額(千円)	工期
香椎浜	ごみ置き場補修工事	1,313 1,961	H17.7.7～H17.8.19 H17.9.21～H17.10.25

この工事は、ごみ置き場への不法投棄を出来ない様にするための工事であるが、工期を分割したのは、すべてのごみ置き場を一度に工事し、一時的ではあれ、全部のごみ置き場が使用できなくなると、居住者にて大変不便なこととなる、という理由により工期を分割したとの説明であった。その分割した理由は、確かに合理的なものと考える。がしかし、工期を分割することと、発注をも分割することは別問題であり、このケースは一連の工事と考えるのが妥当であると思う。本来1つの工事を2つに分けたと考えるならば、この取り扱いは規則では随意契約ではなく、

競争入札にすべきものであったと考える。

団地名	内容	金額(千円)	工期
城浜	外壁補修工事	385	H18.2.13～H18.2.23
		1,425	H18.2.21～H18.3.13
		925	H18.2.27～H18.3.15

この工事は、上記と同じようなケースであると考えられるので、本来1つの工事を2つに分けたと考えるならば、この取り扱いは規則では随意契約ではなく、競争入札にすべきものであったと考える。

(2) B社についてはこのよいうな観点からは問題となるものはなかった。

(3) C社

壱岐团地の給水塔外部補修工事を行ったが、これは福岡西方沖地震に伴う補修工事である。給水塔外部補修工事として

団地名	内容	金額(千円)	工期
壱岐	給水塔外部補修工事	1,827	H17.8.16～H17.9.30
		1,987	H17.9.16～H17.9.30

の2つの工事が行われた。この工事の内容を検討した結果、次のことが明らかになった。この工事は、当初はピニシング工法といつて工事費が比較的低廉に抑えられる工法で工事を実施しようとしたが、実際に工事に着手すると地震による被害が予想したよりも大きかったため工事の内容を緊急変更したものであり、したがってこの2つの工事は別のものであるとの説明を受けた。工事をした図面を見てみると実際の「剥がれ」や「割れ目」はピニシング工事をしてとした箇所のすぐ近くにあり、一目すればピニシング工事では不十分であると専門家であれば分かるはずであると考える。したがってこれらの工事を別のものと考えるではなく、地震に伴うものであり福岡県住宅供給公社会計規程第108条(2)に基づき、1つの工事として随意契約とすべきものであると考えるのが合理的である。

(4) D社

団地名	内容	金額(千円)	工期
	1期：内部解体工事	368	H17.5.30～H17.6.8
	2期：室内洗浄工事	182	H17.7.19～H17.7.26
川子	3期：アルミ建具工事	854	H17.7.26～H17.8.12
	4期：内装工事	2,109	H17.9.29～H17.10.31
	総額	3,515	

この火災復旧工事は、1期2期工事は1つの工事であり、3期と4期の工事は1つの工事であると考えられる。しかも結果として同一の業者に発注されていることから考えると、2つの工事であると考えるのが妥当である。したがって3期4期工事分を随意契約とするることは問題があると考へる。このケースの場合も、前述した松崎団地の場合と同様、どの工事が緊急復旧工事に含まれるのか、どの工事が本格復旧工事なのかの区分を明確にするということであった。

(5) E社についてはこのような観点からは問題となるものはなかった。

(6) F社

団地名	内容	金額(千円)	工期
鳥飼	屋外給水 管配管替 工事	4.5.6棟 3.7.8棟 1.2.9棟	2,175 2,122 1,974
			H17.4.14～H17.5.31 H17.6.9～H17.6.25 H17.7.5～H17.7.15

これについても何故3工期に分割し発注したのか理解できない。F社については、板付団地の工事でも同じようなケースがある。この工事は、当該団地の21棟の屋内の排水管の工事であるが、以下の様に工事が分かれている。

団地名	内容	金額(千円)	工期
板付	屋内排水管配管 替工事	2,239 1,533	1期：H17.8.4～H17.9.15 2期：H17.9.27～H17.10.15
		1,533	3期：H17.11.1～H17.11.20

この工事は、21棟全部で、7系統ある排水管の工事である。

(監査意見)

(7) H社に発注している工事は次のとおりである。

業務	金額(千円)	
簡易専用管道管理業務	11,500	城浜団地ほか6団地の地下式簡易専用水道の管理事業である。この業務については随意契約にしている。
専用管道管理業務	38,500	若岐団地ほか12団地の専用管道管理業務である。この業務についても随意契約としている。
井水管理業務	4,600	下高場団地ほか4団地の井水管理業務である。この業務についても随意契約としている。

上記3業務のうち、専用管道管理業務については、公社に当該業務を行うために法律上要請されている有資格者がいないという理由で、有資格者を有するH社に発注されているので、この業務については、随意契約とすることに合理的な理由があるとも認められる。しかしながら専用管道管理業務以外の2業務については上記のような、制約はないのであるから、H社に随意契約で発注する理由はないように思える。この点について公社の担当者に質問したところ以下のような回答を得た。

確かにこれら2業務については、専用管道管理業務のような制約条件はないが、その業務の詳細を見てみると、通常の管理業務のほか、漏水、水道管破裂等緊急を要する業務も含まれており、万一それらの事故が発生した場合は即時に対応する必要があり、そのためには24時間体制でそれに備えておかなければならない。そのためには1社と契約するよりは、業者同士で緊急の場合は融通できるような体制、すなわち協同組合を作つて全体として対応してもらう必要がある。との説明であった。この内容については合理的な理由であると認める。

この項のまとめ

会計規程108条によれば、1件250万円以上の工事は原則として、随意契約によることが出来ず、競争入札によらねばならないことになっている。この規程に該当する工事を、合理的な理由によらず、分割することにより随意契約することはできない。

なお、現在公社で行われている指名競争入札の手続を掲示する（参考）。

起工 → 指名委員会 → 入札指名通知 → 見積期間 → 入札 →
契約着工 → 工事 → 工事完了

平成17年度中に当公社関係で、入札が行われたのは、全部で70件、金額で、5億4千万円（工事費22億3千万円の約24%にあたる）であった。

（監査意見）

競争入札に関する手続に関しては、あらかじめ定められた規定に従つて適切に運営されている。

④財団法人 福岡県下水道公社

1) 財団法人 福岡県下水道公社（以下、公社）の概要

1. 公社の設立、業務内容、組織等

(1) 設立年月日

昭和63年3月25日

(2) 業務内容

- ・流域下水道施設の維持管理業務及び下水道水質と汚泥の検査分析
- ・下水汚泥等の処理及び有効利用に関する調査研究
- ・下水道に関する知識の普及啓発
- ・その他寄付行為第3条（※）の目的を達成するため必要な事業

(※) 寄付行為第3条（目的）

公社は福岡県公の設置に係る流域下水道施設の運営管理の受託を行うとともに、広く県民に対し下水道に関する知識の普及・啓発を図り、もつて県民の快適で住みよい生活環境づくりと自然環境の保全に寄与することを目的とする。

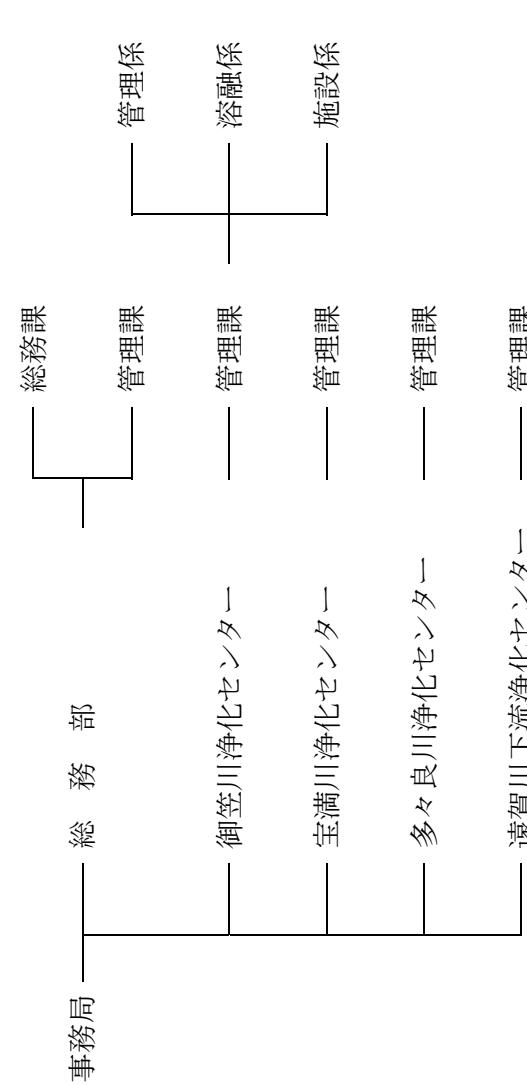
(3) 組織(平成17年4月1日現在)

(単位：人)

理事会 理事長(1) 副理事長(2) 常務理事(1)

監事(2)

評議員会(21)



(4) 職員数(平成17年4月1日現在)

(単位：人)

施設名	事務	技術			合計
		電気	機械	土木	
公社	4	1	1	3(1)	5(1)
御笠川浄化センター	1	7	7(1)	2	16(1)
宝満川浄化センター	1	2(1)	3	1	6(1)
多々良川浄化センター	1	3	2	1	6
遠賀川下流浄化センター	1	2	2(1)	2(1)	7
計	8	14(1)	15(2)	1	39(5)
					47(5)

()内は嘱託職員数で、内数を示す

(注)御笠川浄化センターにおける機械1は福岡市派遣職員、その他は県派遣職員である。なお、事務局長(常務理事)は含まない。

(5) 流域下水道の名称等

施設名	所在地	処理区域	供用開始年月日
御笠川浄化センター (敷地面積 18.1ha)	福岡市博多区	福岡市博多区及び南区、筑紫野市春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町	S50.5.1
宝満川浄化センター (敷地面積 5.2ha)	小都市	小郡市、筑紫野市	S63.6.4
多々良川浄化センター (敷地面積 15.7ha)	糟屋郡 粕屋町	宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町	H6.7.2
宝満川上流浄化センター (敷地面積 4.3ha)	筑紫野市	筑紫野市、太宰府市、筑前町、佐賀県三養基郡基山町	H10.4.1
遠賀川下流浄化センター (敷地面積 7.9ha)	中間市	中間市、水巻町、鞍手町、遠賀町	H15.7.1
筑後川中流右岸浄化センター (敷地面積 11.8ha)	小郡市	小郡市、甘木市、大刀洗町	H16.3.31

※ 宝満川上流浄化センター及び筑後川中流右岸浄化センターの汚水は、宝満川浄化センターへ流入

2. 処理センターの維持管理

(1) 平成17年度処理水量及び汚泥発生量と処分方法

区分 名称	処理能力水量 (1日当り m ³)	流入水量 (1日当り m ³)	汚泥発生量 (1日当り t)	処分方法
御笠川浄化センター	332,200	184,109	107.9	溶融(セメント原料、化粧プロック材料)、油温減圧乾燥(発電燃料、堆肥化、焼却)、セメント原料、堆肥化
宝満川浄化センター	26,300	20,035	13.5	堆肥化、焼却(セメント原料)、セメント原料
多々良川浄化センター	46,350	28,616	24.7	堆肥化、焼却(セメント原料)、セメント原料
遠賀川下流浄化センター	14,000	1,297	0.44	セメント原料

(2) 水質の状況(流入水 → 放流水)

年 度	御笠川浄化センター			宝満川浄化センター			多々良川浄化センター			遠賀川下流浄化センター		
	B mg/l	O mg/l	D mg/l	S mg/l	B mg/l	O mg/l	D mg/l	S mg/l	S mg/l	B mg/l	O mg/l	D mg/l
15年度	228→2.3	200→2	206→1.1	205→1未満	160→0.6	104→1未満	135→1.2	151→1				
16年度	228→1.7	194→2	202→1.2	203→1	162→0.5	123→1未満	135→0.8	145→1未満				
17年度	227→1.3	208→1	208→1.6	195→1	177→0.6	132→1未満	147→1.3	137→1				

(3) 屋上広場の現況と利用状況

①施設(H4.4.1オープン)	②利用状況(年間利用者数)
テニスコート 6面	H15年度 20,752人
多目的広場 1面	H16年度 20,957人
ゲートボール場 1面	H17年度 22,489人

2) 平成17年度 委託契約書の概要

公社は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年福岡県条例第5号)に基づき、流域下水道施設の維持及び保守に関する事務について、福岡県と委託契約を締結し、業務を実施している。業務の名称及び業務内容は下記の通りである。

〔業務の名称（委託契約書第1条）〕

- ・御笠川那珂川流域下水道維持管理業務
- ・多々良川流域下水道維持管理業務
- ・宝満川流域下水道維持管理業務
- ・宝満川上流流域下水道維持管理業務
- ・筑後川中流右岸流域下水道維持管理業務
- ・遠賀川下流流域下水道維持管理業務

〔業務の内容（委託業務仕様書第4条）〕

- ・施設、機械及び備品の運転操作、保守点検及び修繕
- ・施設の警備及び清掃
- ・流入水及び放流水の水量及び水質の測定
- ・汚泥、スラグ、し砂、スカム等の分析、処理及び処分（スラグ及び乾燥汚泥の買受業者への引渡し作業を含む。）
- ・御笠川浄化センター屋上広場の維持、管理及び運営
- ・水災の防除に関する業務
- ・災害復旧に関する業務
- ・前各号の業務に伴う記録の作成、整備及び保管
- ・前各号に掲げる業務に附隨する業務

公社は当該委託契約書に定めるもののほか、下水道法（昭和33年法律第79号）及びその他の関係法令並びに御笠川浄化センター屋上広場利用要領を遵守して業務を実施するものとされる。（委託契約書第5条）

3) 事業費の概要

平成17年度収支計算書に掲げられた各流域下水道維持管理受託事業費及び主な支出項目内訳科目である「委託費」、「その他の需用費」、「光熱水費」、「人件費」の金額は以下の通りである。

維持管理業務は、各セシスターにおいて再委託により行われる。また、設備等の修繕費、薬品費等の経費が支出され、「その他の需用費」で計上されている。

(単位：千円)

維持管理業務	事業費	事業費のうち主な支出項目			
		委託費	その他の需用費	光熱水費	人件費
御笠川那珂川流域下水道	4,134,374	1,242,854	2,203,766	454,094	204,285
多々良川流域下水道	968,862	630,357	171,693	95,440	65,664
宝満川流域下水道	642,455	361,834	157,072	53,964	62,232
宝満川上流域下水道	21,279	9,371	3,083	6,870	—
筑後川中流域下水道	19,484	9,384	1,845	8,110	—
遠賀川下流域下水道	316,943	218,601	17,614	20,862	55,283
合計	6,103,399	2,472,402	2,555,075	639,344	387,466

4) 監査の概要

平成17年度の県との委託契約書に基づく委託費が公社で適切に事業費として使用されているかについて、契約内容の確認、現場の視察、また事業費のうち主な支出項目である委託費（公社から委託業者への）、その他の需用費用（修繕費、薬品費）等の中から主要なものを対象に、関連資料の閲覧、担当者への質問等を実施した。

監査の過程で検出された改善すべき事項及び検討課題は、以下記載の5)監査結果及び監査意見の通りである。

5) 監査結果及び監査意見

1. 平成17年度委託契約書について
(業務委託契約書 第6条(再委託) 関連)

福岡県と公社との委託契約書第6条（再委託）は次のように定めている。

(乙：公社)

乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるとときは、あらかじめ様式第2号により甲に協議するものとする。ただし、軽微な委託については、この限りでない。

また、委託費の内訳を業務別に示す別表第1及びその脚注には、次のように記載されている。

(委託業務仕様書別表第1より主な業務を抜粋)

項目	業務又は業務内容	配分額(千円)
御笠川 那珂川流域下水道管理費		
委託費	*運転業務(第1業務)	179,900
	*運転業務(第2業務)	476,441
	*運転業務(第3業務)	190,040
	*脱水汚泥運搬処分業務委託	125,274
	水処理運転監視設備点検委託	42,937
	汚泥処理運転監視設備点検委託	30,376
	*溶融炉ダスト運搬業務委託	729
	*溶融炉ダスト処分業務委託	8,010
	*溶融炉スラグ運搬業務委託	3,192
	*溶融炉スラグ処分業務委託	12,768

*印は委託契約書第6条の規定に基づき事前協議を要する。

ただし、再委託契約先が前年度と同じ場合については、この限りではない。この場合、あらかじめ報告書（業務の概要、委託期間、設計金額、契約方法及び契約の相手方等）を提出するものとする。

(監査意見)

(1) 「軽微な委託」の範囲

ここで*印は、列挙された再委託業務のなかでも、水処理業務、汚泥処理業務など浄化センターの維持管理に関する主要な業務に係るものであり、高額かつ重要な業務であるため、事前協議が必要と判断されたものである。しかし、そもそも委託契約において受託者が再委託をする場合の事前承認は、再委託の合理性の確認（委託者が、受託先の再委託先に直接委託すれば良いこととも考えられる）、また、再委託先が不適切な業者ではないことの確認のため等であると考えられる。

委託契約書第6条で再委託する場合に、様式第2号により県との協議を求めているのも、その合理性等を確認するためだと思われる。

そのように考えると協議を要しない「軽微な委託」は確認するほどでもない重要性のないものであり、「主要な業務」以外を軽微と解釈するのは問題があると考える。＊が付いていない件名においても、上表に記載した件名のように金額が相対的に大きいものもある。事前協議不要とされる「軽微な委託」の範囲をどのように設定するか検討の余地があると考える。

(監査結果)

(2) 公社の再委託実施について報告書未提出
前述の通り、前年度と再委託先が同じ場合、あらかじめ報告書（業務の概要、委託期間、設計金額、契約方法及び契約の相手方等）を提出することで事前協議は不要とされているが、当該報告書は提出されていなかった。

(監査意見)

また、前年度と再委託先が同じ場合に事前協議不要とされることは、前年と同じであれば、公社または再委託先会社を取り巻くさまざまな経営環境の変化があつても、協議、検討のないまま、同一委託先との契約を認めることになってしまう。

定期的にでも、なんらかの協議を行い、委託先の再検討・点検を行うべきであると考える。

※ なお、平成18年度委託契約書においては、委託業務仕様書別表第1脚注の、「ただし、再委託契約先が前年度と同じ場合については、この限りではない。この場合、あらかじめ報告書（業務の概要、委託期間、設計金額、契約方法及び契約の相手方等）を提出するものとする。」の部分は削除されている。しかし、再委託についての協議は特に行われていない、とのことなので、今後、契約に則った協議を実施すべきといえる。

2. 公社から業務を受託した業者が行う再委託

上述の通り、公社は県と委託契約を締結し、業者へ再委託を実施する。さらに業者が別の業者へ再委託する場合には、公社は、委託業務が適切に遂行される体制にあることを確認等するためにも事前に報告を受ける必要がある。

この業者が行う再委託について、契約上も求められている公社への事前報告が適切に行われていなかつた事例が2例あった。

- (1) 御笠川浄化センター 維持管理業務委託（第3業務）
(2) 多々良川浄化センター 中央監視制御設備等保守点検業務委託

件名：(1) 御笠川浄化センター維持管理業務委託（第3業務）

委託概要（第3業務特記仕様書第2条記載）：

- ・溶融炉設備維持管理：御笠川浄化センターにおいて発生した汚泥を乾燥・溶融処理するもの

・スラグ磁選分級設備維持管理：溶融炉設備により発生したスラグを磁選分级し、また、溶融炉棟へスラグ選別棟へのスラグ運搬および収集運搬業者への積込みも行うもの。

委託金額：189,525千円

委託先：JV（A社とB社が構成者）

契約形態：随意契約

随意契約理由：

(1) 汚泥溶融炉施設は下水汚泥を高温下（1,300℃程度）で溶融処理を行う設備であり、運転技術の良否により大事故が発生する可能性のあるプラントである。

(2) 汚泥溶融炉施設は極めて特殊なプラントであり、運転技術も極めて専門性が強いため、技術修得者が極めて少ない。

(3) 上記（1）及び（2）を考慮した結果が県からの通知のとおりである。

(4) 上記から本処理場の汚泥溶融炉施設に關して運転技術の蓄積があり、且つ習熟していいて施設を安全且つ正常に運転することができるのは、供用開始から本業務を契約している上記業者である。

本委託業務にかかる委託契約書において、第3条（再委託等の禁止）、また第4条（下請者の通知及び変更）が定められている。

第3条（再委託等の禁止）

乙（JV）は、この契約の履行について業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。

第4条（下請者の通知及び変更）

乙（JV）は、やむをえず業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 甲（公社）は、契約の履行につき著しく不適当と認められる下請業者があるときは、乙に対してその変更を求めることができる。

以上の通り、委託契約書では、受託先が行う再委託を原則禁止し、やむをえず再委託する場合でも委託者への事前承認を求めている。

しかし、JVは、「自動車・荷役機械の傭車」、「運転作業」、「水質分析作業」について公社への事前承認なく、別の業者へ再委託していた。

（監査意見）

（1）再委託の業務実態について再点検の必要
まず、業務委託契約書第3条での（再委託等の禁止）条項に抵触していないかどうかであるが、これについては、公社より以下のような説明を受けた。

『国内でも数少ない溶融施設の特殊性・専門性（当該施設はA社及びB社のノウハウに基づき、A社が施工した）を考慮すれば、設備の効率的な運転と故障時・緊急時の迅速な対応という根幹的な役職は誰もがなし得るものではなく、技術・経験に長けたJVの人間が配置され、的確な指示及び判断により施設運営が行われている。』

ここでいう「大部分」とは業務量のみならず、溶融施設における業務の重要な部分と捉えている。具体的に言えば、運転管理と保守点検に大別され、運転管理はJVの責任者と再委託業者の班構成で行われ、通常のルーチンの作業にはJVの運転指導を受けている班員の責任にて対処するが突発的な事象については責任者であるJVの判断を仰ぐことになつていて。また、常時の保守点検においても溶融施設の安定稼働に向けて、迅速な対応が必要とされる。そのため、設備概要と機器の構造を熟知している必要があり、この担当にはJVの者が配置されている。また、JVにおいては、たまたま現場従事者が26名という形であって、JVの事務局も含めて、その維持管理体制をサポートする人員はそれ以上である。そのため、12名の再委託そのものも、全体から考えれば大部分という認識はない。』

以上のように業務の根幹的な部分はJVに委ねられていること等により、同3条には抵触しないとの見解である。

確かに総括責任者（業務全体の責任者）で、下水処理施設管理技士有資格者

もしくは同等の能力を有し、総括の職務に当り管理能力がある者)、副総括責任者(総括責任者を補佐及び代行でき、管理および高度な技術を有し、かつ業務の責任者として的確な判断ができる者)、主任(各業務の責任者で、高度な技術を有し、業務の専門職として主体的業務を行える者)については、JVの者が担当しているようであるが、特に随意契約書で述べられるところ、汚泥溶融炉施設は極めて特殊なプラントであり、運転技術も極めて専門性が強く、よって技術修得者が極めて少ないので業務として、1社の随意契約とした理由に鑑みても、現行の体制が継続されるならば、今後も業務体制について、慎重に継続的な点検を実施すべきと考える。

(監査結果)

(2) 再委託の事前承認

下請の利用について、業務委託契約書第4条に基づく事前承認が行われておらず、今後再委託が行われる場合は事前承認を行うよう改善すべきである。特に本委託業務は1社のみの随意契約であり、上記随意契約理由書に述べられる通り、特に重要性が高く、かつ専門的な業務であることから、再委託が行われる場合でも適切に業務が行われるよう、定められた手続きは遵守すべきと考える。

(監査意見)

また、再委託が行われる場合の事前承認の様式がそもそも定型化されていない。今後は事前確認事項を明確にし、やむを得ず再委託を行う場合の事前承認手続きを具体的に定めることが望まれる。

また、ケース②について

多々良川浄化センターにおいて、中央監視制御設備等保守点検業務委託（委託金額：29,400千円）において、受託先が事前承認なく、中央監視制御設備を構成する機器の一部の保守点検を専門メーカーである当該機器製造者へ下請けしていましたが、今後は契約に基づき、あらかじめ事前承認を取るよう改善すべきと考える。

3. 随意契約の理由明確化

随意契約によるときは、なるべく2人以上の者から見積書を提出させ、予定価格の範囲内で価格を比較検討し、必要に応じて再度の見積り合せを行い、

最も有利、かつ、確実な条件を備えた者と契約をすることとされ、また、見積書は徵するが、2人以上からは、提出させることができないか又は提出せざる必要がないときは、その理由を物品購入（修繕）伺書又はその他の書類に記載し決裁を受けることとされている。

この場合、随意契約の理由は、2人以上から見積を提出させて契約を行うのが原則であることを踏まえ、個別具体的に記載することが必要と考える。

（具体事例）

件名：御笠川浄化センター維持管理業務委託（第2業務）

委託概要：（御笠川浄化センター維持管理業務第2業務特記仕様書第3条）

- (1) 汚泥処理施設の点検保守
- (2) 汚泥処理施設の運転操作監視
- (3) 水処理施設の点検保守
- (4) 汚泥乾燥施設の点検保守
- (5) 汚泥乾燥施設の運転操作監視
- (6) 塩素滅菌棟及び処理水再利用施設の運転操作
- (7) 運転管理に関する水質試験
- (8) 汚水調整池の点検保守
- (9) 事務業務
- (10) その他業務
廃棄物の運搬、警備、建築物の清掃、消毒、屋上広場の運営管理・維持、車両管理、建築物・建築付帯設備及び風力発電設備の維持管理
- (11) その他受託業務に関する公社の指示事項

委託金額：473,550千円

契約形態：随意契約

随意契約理由：

下水処理場の業務は、各家庭から休むことなく排出される下水の処理作業である。（平成15年度平均187,906m³/日）
よって、処理場の運転操作監視及び保守点検等に少しでも誤った作業があれば、放流水質基準の不遵守はもとより、悪臭の発生源となり、地域住民の苦情が発生する。また、季節（雨期）によっては、道路に敷設している下水道のマンホールから最悪の場合、下水が流れ出し、地城的な水害、または人身事故を招くことになる。

従つて、下水処理場の維持管理は、ほかの公共施設設備とは著しく異

種、異質であり従事する職員も特殊な技術と経験を要すると同時に、処理場ごとにその状況や条件が異なるため、その処理場で経験により蓄積された知識や技術そのものが下水処理における維持管理に最も重要なかつ必要なことである。

故に、上記業者は維持管理体制や職員の技術・経験も充実しており、供用開始から当浄化センターの状況を熟知しているため、下水処理場の維持管理を支障なく遂行できるものであり、上記業者と随意契約することとする。

(監査意見)

本委託契約は1社のみの随意契約であり、その理由については上記記載の内容が、随意契約理由書に記載されている。

また、御笠川浄化センター維持管理業務第2業務特記仕様書第3条に業務委託の範囲が定められているが、「その他の業務」は、内容的には理由書に述べられている下水道事業の特殊性を強調した理由が直接的には当てはまらないものも含まれるのではないかと思われる。

このような業務については、①下水道事業の維持管理業務と密接不可分であるのか、また、②当該業務を分離発注し競争入札の対象にした場合の経済的メリットはどうであるか、また③再委託せざる公社の人員で行えないか、などの観点からの分析が必要と考えられる。

例えば、屋上広場の運営管理は平成17年度より新たに委託業務に加わったもので、公社業務のアウトソーシング化による業務効率化の一環として行われたものであったとの説明であったが、その分析検討内容は具体的に理由に記載されていない。

本委託業務のように、随意契約で複数の業務を合わせて委託するケースでは、特に競争入札での分離発注による委託費低減化の可能性も考えられることから、安易に随意契約とされることのないように、慎重に検討し、その内容を個別具体的に記載した理由書とともに、正式な決裁を受けることが望まれる。

また、随意契約の理由をより具体的に明確化する過程で、発注単位の変更（分離発注か一括発注か）をすることで、合理化可能なものがないか、再度、業務の点検を行ってみてはどうかと考える。理由を明確化する過程で分析された内容は、業務終了後の事後的な合理化検証の基準となり、また中長期的にみた業務見直しの際に有用な資料として活用できるなどメリットがあると考えられる。

4. 隨意契約で締結される委託契約の見積書内訳の入手検討

(監査意見)

各センターで随意契約により締結される維持管理業務の委託契約の落札は予定価格に達するまで見積書の再提出により當日中に行われるが、見積書には内訳がなく、複数の業務から構成される委託業務のうちどの業務にいくらの見積がなされているか、内訳の確認ができないない。

下水道事業の維持管理業務のような特殊性が高い業務については、特に見積書には内訳の添付を求め、受託者側の提案見積内容を詳細に分析する機会を設けてはどうかと思う。

現在、県の財務規則、公社の契約事務等取扱要領の中で、工事については求められているが、委託業務については、内訳書を提出することは求められない。

しかし、複数業務を一括して行う場合は、発注単位（分離発注か、一括発注か）の検討に際して参考になることもあると思われる。また、業務のなかには、公社の直営で行うほうが経済的で望ましいこともあり得るかもしれない。

現行規程では求められていないくとも、業者の委託内訳を入手することで、見積金額の合理性を検証できることもあらう。また委託単位の再検討等にも資するを考えられるので、制度化について検討してはどうかと思う。

5. 「修繕」の範囲検討

(監査意見)

公社が県より委託された業務のなかには施設、機械及び備品の修繕が含まれている。（委託業務仕様書第4条）

一方、施設等の設置は県が行っている。

つまり施設の所有者は県でありその修繕を公社が担うようになつていて、このように下水道事業を行う資産について、所有者と管理者が異なるが、「修繕」について、公社が実施すべきものと県が実施すべきものとのように区分しているかについては、その内容が、補助対象工事（国からの補助金を有する工事）であれば県の取り扱いとなり、それ以外の修繕は公社の所管として運用している、とのことである。

この取り扱いの理由は、下水道法上の「管理」は、設置、改築、修繕、

維持その他をいうものとされており（下水道法第3条第1項）、下水道法施行令第24条の2においては、設置又は改築は国庫補助の対象とされ、それ以外の「管理」＝修繕等は補助対象外として区別されているので、この部分を「修繕」に当たるものとして、公社に委託することは、判断基準として一応合理的と考えられたものである。（他の判断基準の設定は困難）。

しかし、このように補助対象かどうかで、公社の実施する修繕を定義する結果、実際の「修繕」のなかには、会計的には設備の新設、資本的支出になるのではと思われるものもあつた。

今後、公社の実施すべき「修繕」の範囲について、再検討が望まれる。

以下、「その他の需用費」で整理されるが、資本的支出や設備の新設設置を含んではいると思われるものを示す。（金額は設計書等に記載のある機器費、直接工事費相当額）

※1 反応槽（II-3系列）修繕工事（御笠川浄化センター）

起工理由は「機器の経年劣化が進行しているので、初期性能維持のため修繕を行うものである。」とあるが、実際の工事のうち、新たに機械攪拌式散気装置を設置する工事（63,360千円）については、機能向上を図った資本的支出の工事であると思われる。

※2 油温減圧乾燥機媒体油受入設備修繕工事（御笠川浄化センター）

起工理由は「油圧減圧乾燥機媒体油受入機器の修繕及び改修」となっているが、工事仕様書、工事写真等によると油圧減圧乾燥機媒体油受入設備の新設工事（52,840千円）であると思われる。

※3 最終沈殿池（I-3系列）横走行スカム搔き機修繕工事 (御笠川浄化センター)

起工理由は「最終沈殿池 I-3 系列には、横走行スカム搔き機が設置されていないため、スカムが浮上し、臭気を放ち水処理への負荷にもなつて、るため、早急に当該搔き機を設置するものであること。」となつております。修繕工事ではなく、新たに設備を付加した設備工事（36,244千円）と思われる。

※4 沈砂池・ポンプ棟その他照明設備修繕工事（御笠川浄化センター） 工事概要のうち「太陽光発電設備修繕工事」（7,126千円）は、工事写真等によると太陽光設備の新設工事と思われる。

※5 汚泥溶融炉機械設備(誘引ファン)修繕工事（御笠川浄化センター）
起工理由は「本設備は汚泥を溶融処理するための重要な機器であるが、
予備機がないため故障は溶融処理停止の一因となっている。今回予備機を
増設し、処理における安定性を増すものである。」とあり、予備機の新設
工事（26,858千円）であると思われる。

※6 汚泥溶融炉電気設備(誘引ファン)修繕工事（御笠川浄化センター）
起工理由は「本設備は汚泥を溶融処理するための重要な機器であるが、
予備機がないため故障は溶融処理停止の一因となっている。今回予備機を
増設し、処理における安定性を増すものである。」とあり、予備機の増設
に係る電気工事（15,222千円）であると思われる。

※7 自家発電設備冷却水配管その他修繕工事（多々良川浄化センター）
自家発電設備の冷却水配管の取替と合わせて行われた場内監視カメラの
増設工事（7,342千円）は設備の取得と思われる。

6. 固定資産のシステム管理

(監査意見)

(1) 「設備情報管理システム」への入力業務
設備管理を適切に行なうためには、現状の設備機器を、適切に把握する必
要があると考える。

現在、御笠川浄化センターでは、工事ごとに「設備情報管理システム」
への工事情報（①設備情報（機器仕様、取得年月、撤去フラグ等）②工事
項目（工事の内容、取替部品、点検整備項目等）等を入力し、管理する方
針であるが、現場では、人員が少ないので、日常は、設計・監督現場立会
等に費やされ、手が空いた時に入力しなければならないので、遅れている
ようである。

適時、適切な入力を行うよう体制の整備が必要と考える。

(2) 下水道事業固定資産の一元管理実現
また、設備管理を適切に行なうために、設備を所有する県とセンターの運
営・修繕を行う公社とで、設備に関する情報の共有化が必須だと考える。
設備管理の連絡体制、情報共有化の体制については、必要に応じ、適宜
協議を行っているが、公社が行った工事情報は、所有者である県の資産台

帳には反映はされていないことである。結果として、前述した修繕費に含まれて整理される設備の購入などは、固定資産台帳上の記載が、県にも公社にもないことになる。

定期的な連絡・報告体制による設備の一元管理の実現については、検討課題と考える。

(3) 固定資産システムの管理レベル統一化

さらに、「設備情報管理システム」は御笠川浄化センターのみの運用とのことであるが、他のセンターは同システムを利用していない。各浄化センターに同様のシステムを導入すべく予算を県に要求していたが、赤字を理由に予算措置がされなかつたとのことである。

現在、御笠川浄化センター以外の工事情報等の管理保存は、それぞれ任意に、紙、パソコン等で行っている状況であり、導入については検討中のようにある。

下水道事業を適切に行うために、適切な固定資産管理は非常に重要であると考えられる。必要な工事情報管理のレベルをセンター設置当初より検討し、厳しい予算制約はあると思われるが、導入を図るよう措置することが望まれる。

7. 薬品の一括単価契約、事務集中化による合理化検討

(監査意見)

浄化センターでは、下水処理の各工程でさまざま薬品が使用される。また、各センターで、共通して使用される薬品も多數ある。契約事務を公社全体の業務量として合理化するため、また一括購入による購入単価低減を図るために、固有の理由（汚泥の性状が異なる、臭気成分が異なる、単独で使用等）により、同一薬品でも成分が異なるなど、一括単価契約が困難と思われるものを除き、購買契約事務を一本化し、一括単価契約の導入を図ることが望まれる。

平成17年度の実績を確認したところ、「次亜塩素酸ナトリウム」、「ボリ塩化アルミニウム」、「ボリ硫酸第二鉄」については、御笠川、宝満、多々良の3センターを合わせた一括購入単価契約が、指名競争入札に基づき締結されている。なお、遠賀川下流浄化センターもそれぞれの薬品を使用するが、年間購入量が低く、また荷姿が異なり、さらに距離が離れているなどの理由により当該薬品の購入に際しては、単独での随意契約であつ

た。今後の使用量の増加等により一括単価契約が結べる条件が揃えば、他のセンターの一括契約に含め、購入費用の低減化を図るべきである。

また、平成17年度は各センター個別の契約であったが、一括単価契約が可能と思われる薬品類は「苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）」、「次亜塩素酸カルシウム」とのことであり、一括単価契約による合理化について導入検討が望まれる。

※なお、公社は平成19年度より「事務集中化」を実施する予定である。その内容は、①事務職員を本社総務課に集中配置し、省力化する。②このために「新財務会計システム」を開発し、契約・支払関係事務手続きの標準化・簡素化を進める。③また、浄化センターと総務部の事務分担を変更するが、複数浄化センターに共通する単価契約については総務部で実施することとしている。このように事務合理化への取り組みが現在進められている。

8. 消泡剤の購入について

(監査意見)

御笠川浄化センターでは、消泡剤が以下のような用途で使用されている。

(1) 消化槽内の異常な泡立ちを消泡する。

消化槽内で発生する異常な泡立ちの原因の一つに放線菌によるものがある。この放線菌（糸状性細菌であり、細菌とカビの中間の性質をもつた1群の微生物）を軽減させるためにはアルコール系の化学薬品による消泡が有効である。

(2) 遠心脱水機での使用

遠心脱水機は水処理から発生した汚泥を遠心力をを利用して脱水分離を機械的に分離する機械設備である。この遠心脱水機から発生するろ液（分離液）が発泡し、返流水管がこの泡のため閉塞し、返流水の流通が阻害され脱水機に逆流する。この現象を防ぐ目的で消泡剤を使用している。

消泡剤の平成17年度の購入実績は、17回にわたり、425缶（一缶17kg）で合計300万円を超える金額であり、定期修繕期間を除けば、ほぼ毎月購入実績があり、また購入単価は年度を通じて一定しており変動はない。なお、平成16年度の購入実績も300万円を超えていた。

当該契約について、指名競争入札に基づく契約ではなく、購入の都度の見積比較によるスポット契約で購入されたものになっていた。
指名競争入札による単価契約を実施しなかった理由について以下のような説明を受けている。

- ①当初、購入金額が随意契約によることができる基準（物品購入金額が200万円を超えない）の範囲になると判断して処理した。
- ②また、1回あたりの購入額が約20万円前後と少額であったこと。これは①の基準の範囲以内である。
- ③さらに当該薬品（石油製品）の価格変動を考慮して不経済にならないよう配慮したこと。
- ④最後に、複数の業者から見積を徴収しており、競争性が確保されていること。

①については、平成16年度ではすでに300万円を超えている実績もあつたことから、指名競争入札に基づく一括単価契約について、導入を検討すべきであったと思われる。

②については、確かに公社財務規程で定める通り、購入金額が少額である場合に随意契約は認められるが、これをそのまま単価契約を行わなかつた理由としては、採用できない。

③については、実際には年間を通じて、個別の購入単価に変動はみられなかつた。

④については、単価契約で競争的に発注業者を定めた方が、より購入金額を低く契約でき、現在、購入毎に伺書をたて決裁している事務手続きについて合理化が可能な場合もあるかと思われる。

どういった物品購入について単価契約にすべきかについては、福岡県財務規則運用要綱第238条及び第251条関係第2項には「ひんぱんに購入又は修繕を必要とするものについては、なるべく単価契約をすることが望ましいが、この場合の契約期間は、価格の変動を考慮し、不経済とならないよう特に留意すること。」とある。消泡剤は、定期修繕期間を除けば、ほぼ毎月購入実績があり、また購入単価は平成17年度は年度を通じて一定しており変動はない。このような薬品の購入に際しては、購入・事務効率化、単価低減を図り、単価契約の導入について検討すべきと考える。また事後検証を行切に行えるよう検討結果については文書化することが望まれる。

※ なお、平成19年度は同薬品について指名競争入札による単価契約を行う方向で検討中のことである。

9. 指定管理者制度移行の検討

平成16年3月30日付けで「指定管理者制度による下水道の管理について」（国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課長国都下企第71号）及び「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」（国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室長 国都下管第10号）が、各都道府県及び政令指定都市に通知されている。

まず、(1) 「指定管理者制度による下水道の管理について」では、

- ① 平成15年6月13日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」において、公の施設の管理に関する指定管理者制度が創設され、同年9月2日に施行されたところであり、本制度は、下水道においても適用可能であることを明らかにしている。
 - ② 指定管理者制度は、排水区域内の下水道の利用義務付け、悪質下水の排除規制等の公権力の行使に係る事務等については適用できないが、下水処理場等の運転、保守点検等の事実行為については、指定管理者制度を活用することなく業務委託を行うことが従前どおり可能であるほか、委託する管理の内容に応じ指定管理者制度によることも可能とされている。
- ③ その他
指定管理者制度を適用する場合の事務手続き等について通知している。
- 次に(2)「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」によれば、
①「包括的民間委託」は、性能発注方式であること、及び複数年契約であることを基本的な要素とするなど、その意義を明らかにしている。
- ② 実施上の留意点として、
 - a 委託できる事務は、下水処理場等の運転、保守点検等の事実行為であ

り、公権力の行使に係る事務等については委託できないこと、また、地方公共団体には、下水道管理者としての責任が存すること

b 適切な維持管理業務実施のため、契約書等の作成について、業務内容を十分検討した上で決定すること

c 公正かつ適正な選定手続により、受託事業者を決定すべきこと

d 受託事業者のサービス水準について、監視・評価を行うべきこと

e 維持管理に係る技術水準の維持向上を図ること等について注意喚起を行っている。

(3) その他

本通知並びに「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」及び(社)日本下水道協会で取りまとめられた「維持管理業務の広域化・委託に関する調査報告書」(平成15年12月)等を参考に、性能発注を基本とした包括的民間委託の実施について積極的に推進するよう努力を促している。

(監査意見)

このように下水道事業の維持管理については、「指定管理者制度」の導入が可能とされ、また、性能発注を基本とした包括的民間委託の実施について、積極的に推進するよう期待されている。

これらについて、福岡県でも鋭意検討中であり、現在の検討状況について、以下のようない説明を受けている。

『指定管理者制度の導入については、新たな管理办法として検討してきたが、流域下水道の管理については、次のような課題（特殊性）があることから、当面その導入を見送ることとしている。

課題（特殊性）

(1) 流域下水道施設は、次のような管理上の特殊性から、下水道法の規定で管理主体が都道府県を始めとする自治体に限定されているとともに、管理委託をする場合も、従来、公社等に県職員を派遣するなど、極めて行政の

関与が強い管理办法がとられてきた。

- ① 管理の適否が外部からチェックしにくいこと。管理が不適切な場合、水質悪化や施設の耐用年数短縮など目に見えにくくい悪影響が長期間に徐々に進行し、その改善に不必要的費用を要すること。

- ② このため、万一不適切な管理により損害が発生しても因果関係や責任の所在を確定しにくく、通常の完了検査、水質検査等だけでは適切な管理の確保が困難である。

- ③ 下水道は重要なライフラインであり、処理の中断や不適切な管理の結果は、極めて深刻な（場合によっては取り返しのつかない）状況をつくる。

- ④ 下水道は施設の建設・更新工事と維持管理が平行して行われているため、施設整備上の県の責任と維持管理上の管理者責任とを明確に区分していく面があり、両者の日常的かつ緊密な連携が重要である。

- ⑤ 流域下水道は、県の施設と市町村の施設（流域関連公共下水道）が連携して機能を発揮するものであるため、両者の協力と調整が不可欠である。

- (2) このため、指定管理者制度等により民間事業者に包括的に管理業務を行わせる場合には次のような条件整備が不可欠である。

- ① 県職員等公正な立場にある者が、日常的に適正な管理が行われていることを監視（検査・評価）できる体制の確立。

- ② 民間事業者が経営破綻等により管理を行えなくなつた場合に直ちにバックアップできる体制の検討。

- ③ 県の施設整備上の責任と民間事業者の管理上の責任の所在と範囲を明確に区分出来る措置。

- ④ 新しい管理办法とその内容についての流域関連市町との合意形成。

以上により、指定管理者制度等、流域下水道施設の新しい管理のあり方について、今後他県の状況等も見極めながら慎重に検討していくこととしている。』

このように下水処理場等の維持管理における指定管理者制度の導入、包括的民間委託の推進に關し、主に下水道事業の高い公共性、特殊性等の觀点からさまざまな課題が検討されている。

平成18年度において、県は公社に随意契約により業務委託し、指定管理者制度は導入されませんでしたが、今後も引き続き、これら諸課題についても、制度導入の場合のメリットとの比較衡量により慎重に検討し、また、他都道府県等の導入状況にも注視しながら、本事業に係る県民の利益が最大限に図れるよう、オープンな議論を進めいくことを望んでいる。

⑤財団法人 福岡県教育文化奨学財団

1) 財団の概要

当財団は将来の人づくりを共通の目的として財団法人福岡県教育文化振興財団、財団法人福岡県青少年科学教育普及協会、財団法人福岡県奨学会の三財団の統合により、平成16年4月1日から財団法人福岡県教育文化奨学財団として、旧財団が行ってきた教育文化事業、科学教育事業、奨学生事業を引き継いでいる。

1. 事業の概要

(1) 教育文化事業

県民及び教育文化関係者の自主的、創造的な教育・文化・学習・研究活動等を助成し、教育文化行政機関と有機的に連携しながら、福岡県の21世紀を拓く教育・文化の振興を図ることを目的に、教育助成事業への助成金の交付、教育文化振興事業への経費の一部または全部を負担金として交付している。

助成金及び負担金の財源は全額、基本財産の運用収入のなかから賄われている。

(2) 科学教育事業

当財団は、科学教育事業として久留米市中央公園内に、県民への科学教育の普及・振興を目的に設置された福岡県青少年科学館の管理、運営を行っている。

福岡県青少年科学館は、平成2年4月1日に設置され、同年5月1日に開館した。施設は、展示部門とプラネタリウム部門を備え、展示部門においては、展示品目約200点を常設展示し、プラネタリウム部門においては、平成17年12月から平成18年3月にかけて更新工事を行い、最新のレーザープロジェクターによるデジタルプラネタリウムに更新し、直径23m、傾斜角30°の傾斜型ドームに256席を設置して、プラネタリウム番組及び全天周映画を投影している。

展示更新については、平成7年度に「地球」コーナー、平成8年度に「乗り物」コーナー、平成9年度に「地球にはたらく力」コーナー、平成10年度に「宇宙」コーナー、平成11年度に「マルチメディアシステム」、平成12年度に「コンピューター」コーナーの更新を行い、青年に対し科学との出会いを促すとともに、科学教育の振興に努めている。福岡県青少年科学館の管理、運営費は主に福岡県からの受託収入であつた。

(3) 奨学事業

福岡県教育文化奨学財団においては、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者の奨学事業として奨学金等貸与事業及び福岡県学生会館の管理運営を行っている。

財団の奨学金制度は、昭和47年5月に県政100年を記念して、県で設立された奨学金であり、経済的理由により修学が困難な高校生及び大学生等に奨学金等を貸与している。

ただし、高校奨学金が平成17年度に独立行政法人日本学生支援機構から地方に移管されたことに伴い、高校奨学金の充実に重点を置くため、平成18年度からは新大学1年生への新規の貸与募集はない。そして、高校生奨学金貸与分に関しては同機構より、平成17年度分から順次移管を受ける予定である。

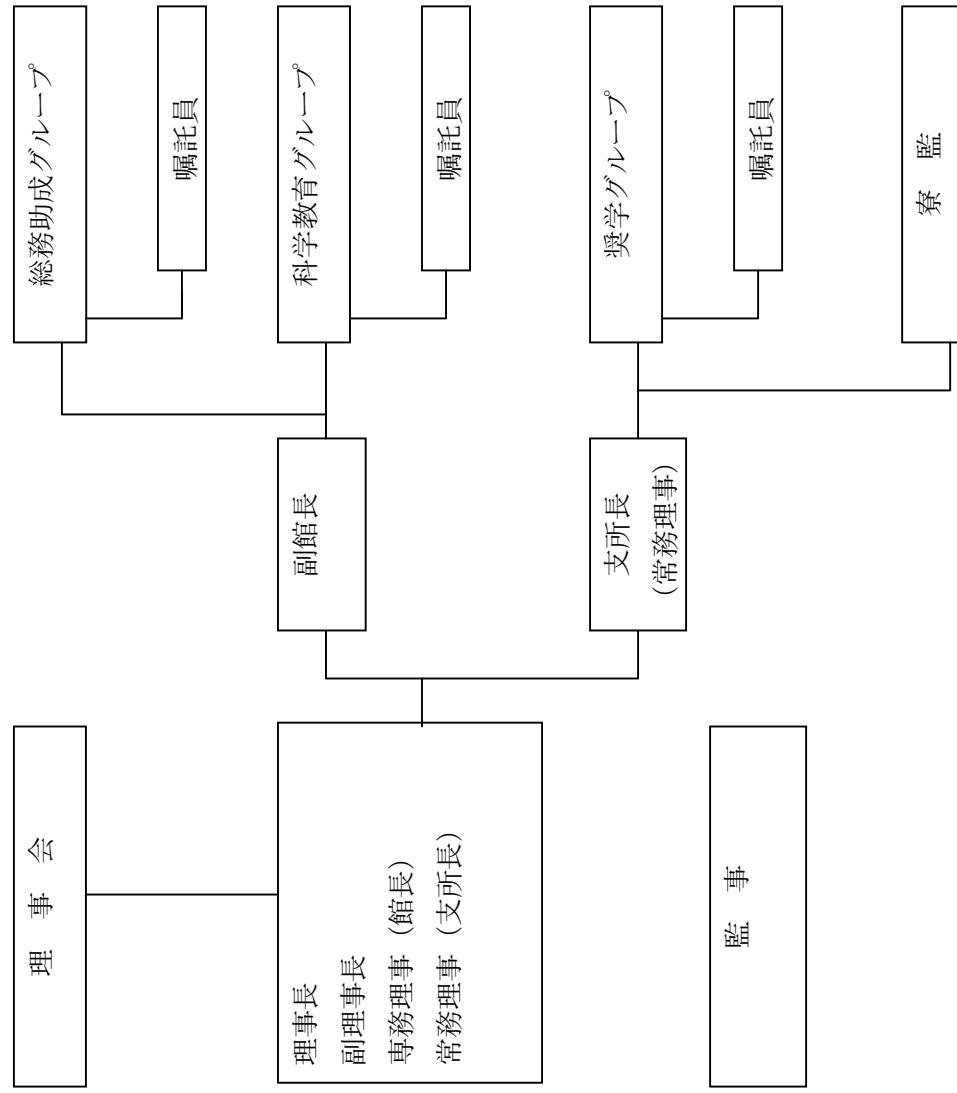
福岡県学生会館は昭和57年4月に財團法人福岡県講和記念奨学会から東京学生寮を引き継ぎ、平成11年3月からは福岡県学生会館として運営している。

なお、奨学金等貸与資金は福岡県からの借入金と奨学金等の回収収入であり、事務局運営費及び学生会館運営費の一部は福岡県からの補助金である。

(4) 会計区分

会計区分は教育文化事業と科学教育事業が一般会計となつており、奨学事業が特別会計として奨学金会計及び学生会館会計とにわかかれている。

2. 福岡県教育文化奨学財団組織図



3. 監査の着眼点

(1) 財団の事務手続きは、法令、条例、寄付行為、財団規則等に準拠しているか。

(2) 財団の運営は効率的におこなわれているか。

(3) 財団資産の運用は収益性を考慮し、かつ安全におこなわれているか。

(4) 委託契約の方式や、契約相手方の選定は適正に実施されているか。

(5) 奨学金等の債権は適切に管理され、特に滞留債権対策としていかなる方策をとっているか。

(6) 借入金の償還は計画どおりに行われ、履行に懸念はないか。

(7) 利用者の公平性は確保されているか。

(8) 財団の会計処理、表示方法は、法令、財団規則等に従い、適切におこなわれているか。

4. 實施した監査手続

財団事務の執行が関係する法令、条例、寄付行為、財団規則等に基づき、適正で効率的に行われているか等を関係資料、帳簿を閲覧して確認し、適宜関係する会計伝票と証憑を突合した。

また、事務責任者や担当者に質問し、必要と認めた監査手続きを実施した。

2) 教育文化事業及び科学教育事業

1. 教育文化事業

「福岡県教育文化奨学財団の教育文化事業にかかる事業実施要綱」第2条によると、財団寄附行為第4条(4)から(6)に規定する事業は、次の事業に体系化する、として教育文化事業を教育文化助成事業と教育文化振興事業とに分けている。

(1) 教育文化助成事業

「福岡県教育文化奨学財団の教育文化事業にかかる事業実施要綱」によれば、教育文化助成事業は以下の4つの事業に区分し、教育文化団体等が行う事業等に対して助成予算の範囲内で助成対象経費の2分の1以内の助成金の交付を行っている。

①生涯学習活動助成事業

ア. 青少年体験活動助成事業

青少年の自主性、社会性を培う多様な体験活動事業を助成する。

イ. 青少年ボランティア活動助成事業

青少年のボランティアの学習及び実践活動のための事業を助成する。

②文化活動助成事業

ア. 芸術文化活動助成事業

県内芸術文化団体・グループ等が地域の文化振興のために実施する事業や中学校・高等学校の芸術、文化部活動を助成する。

イ. 文化財保存活動助成事業

県下に残る民族芸能等の文化財を後世に継承するため、これらの保存活用、後継者養成活動等に助成する。

③教職員研究助成事業

教育研究団体等が、教育課題の解決にむけ自主的、先導的にを行い、かつ有益な成果が期待される研究、実践活動に助成する。

④その他の助成事業

年間事業計画決定後、年度中途において関係者等から緊急に申請され、かつ必要と認められる教育文化事業に対し、予算の範囲で助成する。

(2) 教育文化振興事業

「福岡県教育文化奨学財団の教育文化事業にかかる事業実施要綱」によれば、教育文化進行事業は以下の5つの事業に分けられ、教育文化振興事業のうち、福岡県文化教育奨学財団が他の主催者と共に開催等で行う事業等について、経費の一部または全部が予算の範囲において負担される。

①生涯学習事業

ア. ボランティア活動支援事業
青少年の健全育成にかかるボランティア活動やそのためのボランティア養成活動を支援する。

イ. 学習活動支援事業

学習活動の成果を発表する事業を支援する。

ウ. 国際交流支援事業

青少年の国際理解や国際性の涵養を図る事業を支援する。

②文化振興事業

本県の歴史、風土、生活に根ざした本県固有の文化の伝承と創造のために、芸術文化活動の活性化及び地域の文化水準の向上を図るために事業を実施する。

③科学教育事業

青少年に対し科学的体験活動を提供するなど、自然や科学への興味、関心、知的好奇心を高める事業を実施する。

④顕彰事業

本県における学習、文化、教育活動等において、その功績が顕著と認められる個人・団体等に対し、その功労を称え顕彰する。

⑤その他の振興事業

財団設立の趣旨に沿う教育文化に関する創造的な学習、研究等諸活動を特別に支援する必要が生じた場合、予算の範囲内で共催または協賛する。

(3) 教育文化事業の予算額と実績額

次に、平成16年度、17年度の助成事業の助成額と振興事業の負担額の予算額と実績額を比較すると以下のようになる。ただし、実績額は確定額ではなく、交付決定額ベースである。

(単位:千円)

		平成16年度			平成17年度		
事業名		予算額	実績額	予算残	予算額	実績額	予算残
教育文化助成事業	生涯学習	青少年体験活動	1,000	609	391	1,000	1,730 △730
	青少年ボランティア活動	1,000	230	770	1,000	70	930
	芸術文化活動	11,000	11,471	△471	11,000	10,520	480
	文化財保存活動	2,500	2,486	14	2,500	1,970	530
	教職員研究	2,400	2,400	0	2,400	2,400	0
	その他助成	1,000	0	1,000	1,000	0	1,000
助成事業計		18,900	17,196	1,704	18,900	16,690	2,210
教育文化振興事業	生涯学習	ボランティア活動支援	4,000	4,000	0	3,000	3,000 0
	学習活動支援	3,000	3,000	0	2,560	2,560 0	
	国際交流支援	3,000	3,000	0	3,000	3,000 0	
	文化振興	7,600	7,600	0	6,000	5,960	40
	科学教育	1,800	1,406	394	1,500	1,180	320
	頭髪	500	431	69	500	450	50
その他振興		200	200	0	1,240	1,650	△410
振興事業計		20,100	19,637	463	17,800	17,800	0
事業費合計		39,000	36,833	2,167	36,700	34,490	2,210

(4) 助成金及びの負担金の募集方法、実施報告
教育文化助成事業の助成金及び教育文化振興事業の負担金の募集は、2月初旬から中旬に掛けてホームページ、主に市町村の教育委員会・県立高等学校への県庁メール、私立高等学校などへの募集文書の郵送によっておこなわれている。

応募者は3月中旬までに福岡県教育文化奨学財団が定めた実施計画書、収支予算書等の申請書を作成し、市町村教育委員会（福岡県私学協会）、福岡県教育厅各教育事務所、福岡県厅関係各課を通じて財団に申請することになっている。

助成金及び負担金の交付を受けた団体は、事業完了後1ヶ月以内に領収書等証憑書類のコピーを添えて事業実施報告書及び事業実施支決算書を申請書の提出と同じ要領で同財団に対しておこなわなければならない。

(5) 財団側の交付申請書受理、交付決定・確定通知の手続き
各教育委員会等を通じて受理された、福岡県教育文化奨学財団側に提出された教育文化助成事業の助成金及び教育文化振興事業の負担金の申請書は、同財団総務助成グループ担当者が交付の目的に照らして適切かなどの審査をおこなう。

その後、教育文化助成事業に関しては、福岡県府関係部署の係長等で構成される採択委員会の採択を経て採択され、交付決定・通知が行われる。一方、教育文化振興事業に関しては、専務理事の決裁がおこなわれ、交付決定・通知がおこなわれる。

最後に、事業実施後財団側に提出された実施報告書等が総務助成グループの担当者のチェックをうけたのち、専務理事の決裁を受けて交付額の確定・通知が行われる。

2. 科学教育事業

福岡県教育文化奨学財団は科学教育を普及・振興し青少年の科学への興味と関心を高めるため福岡県青少年科学館を設けその管理・運営を行っている。

(1) 施設の概要

設置場所	久留米市東櫛原町（中央公園内）
敷地面積	10,311m ²
建築面積	8,039m ²
構造	R C 造 地上4階（一部5階）、地下1階
施設の内容	事務室、展示室、天体観測室、プラネタリウムドーム等

(2) 施設の具体的活動

①展示活動

- ア. 科学の基本原理とその応用及び最新の科学技術に関する資料を実物、模型、実験等を用いて常設展示している。
- イ. 調査研究に基づく自主企画展を開催するとともに、必要に応じて特定テーマに即した特別展を開催している。

②科学教育普及活動

- ア. 利用者に対し、必要に応じて展示の解説サービス等を行うとともに、学校の利用にして専門的、技術的指導助言を行っている。
- イ. 科学に関する各種の講座や講演会等を開催するとともに、青少年に対し、実験、実習、工作、観察等の学習の機会と場を提供している。
- ウ. 県内の学校等に対し、資料の貸出しを行うとともに必要に応じて館外巡回展示を行っている。

③プラネタリウム運営

天文に対する興味・関心を高めるとともに、天文に関する知識・理解を深めるため最新のレーザープロジェクターによるデジタルプラネットリウムを設置し、運営している。

④広報活動

利用者の便宜を図るために、科学に関する資料の調査、収集、レフアレンスサービス等を行うとともに、学習行事案内や科学館ニュース等の定期刊行物及びインターネットによる科学情報の提供を行っている。

(3) 平成17年度の青少年科学館利用状況

月	展示		プラネタリウム		計	
	一般 (人)	生徒 (人)	一般 (人)	生徒 (人)	一般 (人)	生徒 (人)
4	5,595	7,438	1,947	3,217	7,542	10,655
5	4,853	8,057	1,968	4,063	6,821	12,120
6	2,479	5,195	1,023	3,181	3,502	8,376
						11,878

7	8,474	14,108	4,337	9,270	12,811	23,378	36,189
8	14,936	22,642	7,543	13,720	22,479	36,362	58,841
9	3,233	4,996	1,471	2,420	4,704	7,416	12,120
10	3,832	9,788	1,877	5,051	5,709	14,839	20,548
11	3,048	6,893	2,292	4,556	5,340	11,449	16,789
12	1,647	3,348	0	0	1,647	3,348	4,995
1	3,454	5,824	0	0	3,454	5,824	9,278
2	4,205	7,817	0	0	4,205	7,817	12,022
3	7,468	11,334	203	340	7,671	11,674	19,345
合計	63,224	107,440	22,661	45,818	85,885	153,258	239,143

- 注) 1. 生徒とは、4歳以上高校生以下まで。
 2. プラネタリウムは平成17年12月1日から18年3月30日までは工事が行われていた。
 3. 1日あたりの平均利用者は805人であり、1月あたりの平均利用者は19,928人となっている。

(4) レーザープラネタリウムの不具合問題

平成18年度より本格導入されたレーザープラネタリウムは、直徑23m傾斜角30度の傾斜型ドームに、わが国初となるコンピューターリミテジタル式のレーザープロジェクター2台を使い、12等星最大12万個の星を高いコントラスト比で投映可能な精密機器となっている。レーザープロジェクターは米国製であり、日本の株式会社五藤光学研究所から福岡県が購入し、青少年科学館に設置している。わが国初の精密機器であったため、レーザープロジェクターが湿気の多い日本の気候に対応できず、不具合原因究明のため投映を平成18年5月から8月にかけ一部他のプロジェクターで投映せざるを得ない状況が続いた。

不具合原因として、五藤光学研究所が平成18年8月3日付で提出した説明には「不具合原因の特定には至っていない」としているが同年10月の新聞報道によれば、レーザー光を照射する部品の劣化が湿度等の影響で極端に早まっためとしている。

何れにしても、18年9月以降は稼動率は正常に戻つており、月毎のレーザー投映状況は以下のようになっている。

レーザー投影状況調べ（平成18年度）

月 月 数	予定日 数	投映日 数	予定回 数	投映回 数	月間投映率 (%)	
					日数率	回数率
4	2	2	8	8	100	100
5	25	22	97	79	88	81
6	21	14	89	45	66	50
7	27	23	133	101	85	75
8	30	27	180	153	90	85
9	21	21	92	91	100	98
10	25	25	104	104	100	100
11	25	24	101	92	96	91

不具合のための部品交換等は五藤光学研究所が無償で行っている。

(5) 委託契約

①一般会計（教育文化事業及び科学教育事業）について、稟議書、業務委託契約書等で内容を確認できた契約について平成17年度分を全件調査した。

結果は以下の通りである。

契約方式	契約件数 (件)	契約金額(千円)	予定価格(千円)	落札率(%)
指名競争入札	4	78,585	81,598	96.3
随意契約	20	42,211	42,557	99.1
合計	24	120,796	124,156	97.2

ア. 担当者によると契約方式を一般競争入札、指名競争入札、随意契約の何れにするかは福岡県の財務規則に従っているということである。

イ. 指名競争入札は表で集計したもの以外に単価契約のものが1件存在している。

ウ. 表での集計に含めていない契約としてコソペ方式で3件、合計金額に

して3,800万円あまりが存在する。何れも特別展、企画展に関する委託契約で企画の選定に関しては選定委員会で企画の内容を評価して選定している。

②委託契約のうち保安警備、付帯設備管理、清掃の3つの契約に関しては契約金額が平成17年度で合計6,200万円あまりと大きいかが、平成17年度までは5年に1度の指名競争入札で契約されていた。

直近に指名競争入札が行われたのは3契約ともに平成17年度であり、何れの契約も平成13年度から平成16年度まで随意契約していた業者が落札している。

また、平成14年度の随意契約に関しては3契約とともに、契約金額と予定価格がすべて一致していた。

(6) 財産運用

①「財団法人福岡県教育文化奨学財団資産運用規則」によると運用する資産の区分は基本財産と運用財産とし（第4条）、資産運用に当たっては、安全性、収益性、市場性に留意し、金融商品の種類、金融機関、発行体、運用期間等を十分勘案し、分散運用を図るものとする（第7条）としている。

同財団の平成17年度末の基本財産の運用割合は全体の67%が外国債、32%が公共債、残り1%が預金となっている。

また、運用財産についての運用割合は全体の45%が公共債、残り55%が預金となっている。

②資産運用に関して財団統合前の平成13年度から平成14年度にかけ福岡県教育文化振興財団において、民間社債（株式会社マイカル第25回無担保社債額面1億円、購入価額99,842千円）を購入していたが、マイカルの経営破綻に伴い損失処理されていた。損失処理に当たっては、平成13年度に50,000千円、平成14年度に49,842千円が当時の理事会の承認を得ておこなわれた。

その後、このマイカル債については、平成16年12月に遅延利息も含め10,114千円が現在の福岡県教育文化奨学財団側に弁済されている。

③平成17年度末基本財産25億5,200万円の内67%にあたる17億円分が外国債の購入にあてられ、さらに、その中の15億円分が仕組債の購入にあてられている。

仕組債はある特定の市場金利に連動して受取利息額が決まるものと、為替

レートに連動して決まるものが投資の対象になっていた。
以下購入された仕組債について説明する。

ア. 受取利息が特定の市場金利連動のもの

平成17年度末時点で購入されている市場金利に連動する仕組債は格付けが高く、最初の受取金利は高い。しかし、償還期間が数十年と長く（一般的の国内金利が低いのに最初の高い受取金利をつけるために期間が長くなつたともいえる）、以後指標となる市場金利が高くなるほど受取利息が少くなり、指標となる市場金利が一定水準以上に上昇したら受取利息はゼロになる、極端な場合こうした状況が償還日まで続く。

この仕組債は、流通市場がないので流動性に乏しく換金しがたい。また、仮に償還前に売却できても元本割れの危険がある。さらに、発行体に期限前償還する権利がある（購入者はその権利を発行体に売却した形になつている分、当初金利が高いなどの特典は享受している）。

イ. 受取利息が為替レートに連動するものの

為替レートに連動する仕組債は、市場金利に連動する仕組債とスキームは大体同じだが、受取利息が為替レートの変動によって決定される点などが主として異なる。

為替レートは、ユーロ／円為替レート又は、米ドル／円為替レートである。そして、円高になるほど受取利息は少なくなり、一定の為替水準に達したら受取利息がゼロになる点や、発行体に期限前償還する権利がある点などは市場金利に連動する仕組債と同じである。

3) 奨学事業

1. 奨学金等貸与事業

福岡県教育文化奨学財団の奨学金等貸与事業は奨学金貸与と入学支度金貸与がある。このうち、入学支度金貸与は高等学校入学支度金のみである。

(1) 募集等

高校奨学金等貸与は予約募集、在学募集、緊急募集に分かれている。予約募集は高等学校入学前の中学3年次に募集するものであり奨学金と入学支度金の募集がある。在学募集は、平成17年度は新1年生のみの募集であるが、18年度は1年生及び2年生、19年度からは1年生から3年生までの募集となる。緊急募集は家計急変で奨学金を緊急に必要とする場合、隨時申込みできるものである。

平成17年度の大学奨学金は新1年生に対し、大学入学後4月から5月にかけて募集された。

貸与者の選考は同財団の奨学生選考委員会が、高校奨学金等に関する経済的理由により修学が困難な程度を、大学奨学金は経済的理由により修学が困難な程度や応募者の高校在学時の学業成績を参考に行われた。

(2) 貸与金額・貸与期間

ア. 貸与金額

高校奨学金等

区分	学校種別	通学種別	貸与額
入学支度金	公立		年額 50,000円
	私立	自宅	年額 100,000円
奨学金	公立	自宅外	月額 18,000円
	私立	自宅	月額 23,000円
		自宅外	月額 30,000円
			月額 35,000円

大学奨学金等

区分	学校種別	通学種別	貸与額
奨学金	国・公立	自宅	月額 45,000円
	私立	自宅外	月額 51,000円
	私立	自宅	月額 54,000円
	私立	自宅外	月額 64,000円

イ. 奨学生貸与期間（無利子）

高校奨学生等

全日制高校；3年

定時制高校；4年

高等専門学校；5年

大学奨学生等；奨学生が在学する大学等の標準修業期間

(3) 平成17年度貸与実績

区分別	高校・大学	学年	貸与実人数 (人)	貸与金額(千円)
支度金	高等学校生	1年	2,142	157,700
		2年	4,210	1,181,826
		3年	1,728	474,645
		4年	1,490	413,256
	大学生	36	36	7,440
		計	7,464	2,077,167
		1年	177	116,820
		2年	172	110,839
		3年	140	88,125
奨学生	4年	147	88,056	
		5年	7	3,396
		計	643	407,236
	合 計	10,249	2,642,103	

注) 平成16年3月31日で日本育英会が廃止され、高校奨学生・専修学校高等課程奨学生が地方へ移管されることとなつた。そのため、平成17年度新高校1年生より福岡県高校等奨学生事業に關して順次福岡県教育文化奨学財団は独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）より移管を受ける。

(4) 奨学生返還

奨学生の返還は、高校奨学生については、半年賦返還（12月と6月）を依頼しているところであり、大学奨学生については、本人の希望により年賦又は半年賦（12月と6月）を選択できることとしている。

返還期間

ア. 高校奨学金

国・公立の場合；貸与期間の3倍以内の期間

私立の場合；貸与期間の4倍以内の期間

イ. 大学奨学金

貸与期間の3倍以内の期間

(5) 奨学金返還債務の履行猶予・免除

ア. 奨学金返還義務の履行猶予

奨学金返還義務の履行猶予は「財団法人福岡県教育文化奨学財団高等学校等奨学金貸与規程」第16条によると高等学校・大学等在学するときや、災害・傷害・傷病等その他やむを得ない事由により、返還期日に奨学金を返還することが著しく困難になつたときは履行猶予を受けようとする者は、奨学金猶予願に猶予理由を証する資料を添えて理事長に提出して申し込むことになっている。

イ. 奨学金返還義務の免除

奨学金返還義務の免除は同奨学金貸与規程第17条によると奨学金の貸与を受けた者が死亡し、著しい障害を受け労働能力を喪失し、又は著しい障害を受け労働能力に高度の制限を有し、奨学金を返還することができなくなつたとき及び理事長が特に免除することが必要と認めたときは奨学金未済額の全部又は一部の返還を免除することができるとし、免除を受けようとする者は、奨学金返還免除願を理事長に提出しなければならないとしている。

(6) 獨学金の回収状況

獨学金の回収状況は財団側より提出された資料によれば、以下のようになっている。

獨学金回収状況

年度	返還該当額 ①	猶予額 ②	差引返還 義務額 ((①-②) ③)	返還収入 額 ④	未返還 額 ③-④	返還回収 率 ④／③ ×100%
13 金額 (千円)	1,018,446	290,662	727,784	531,482	196,302	73.02
人員 (人)	6,359	1,620	5,804	4,935	869	
14 金額 (千円)	1,085,931	353,191	732,740	523,621	209,118	71.46
人員 (人)	6,353	1,652	5,722	4,784	938	
15 金額 (千円)	1,171,737	420,132	751,604	533,762	217,842	71.02
人員 (人)	6,528	1,900	5,689	4,793	896	
16 金額 (千円)	1,271,164	495,926	775,238	543,458	231,779	70.10
人員 (人)	6,735	2,097	5,979	4,857	1,122	
17 金額 (千円)	1,416,531	503,609	912,921	702,605	210,315	79.96
人員 (人)	8,987	2,285	8,364	6,900	1,464	

注1) ②の猶予額の中には、既に返還期日が到来しているにもかかわらず返還がおこなわれず、その部分を分割払いにした部分が含まれる。

注2) ④の返還収入額のなかには、繰上げ返還された金額も含まれる。

(7) 奨学金の回収

奨学生の回収については、奨学金貸与の段階で返還金が後の奨学生の奨学資金となることを理解させることによって返還を促し、また奨学金等借用には連帯保証人1名をたてさせ貸与奨学金の回収を担保している。

ア・現年度返還金への返還対応

奨学生の返還は卒業後6ヶ月を経過した後から返還がはじまり、年賦たは半年賦で返済される。

現在、現年度返還金については返還期日までに口座振替不能もしくは、振込未入金だった場合電話での連絡及び督促によって対応している。未返還者へは電話での対応を繰り返し、返還が滞って過年度分扱いにならないよう促されている。

イ・過年度返還金への返還対応

現在、過年度返還金がある者に対しては電話・家庭訪問での督促のほか、以下の対応がなされている。

支払督促予告・・・支払計画終了後1年を経過し、かつ2年以上返還実績のない者



支払督促申立・・・上記予告に対しても何ら連絡もなく返還もしない者



仮執行宣言申立・・・滞納部分の返還完了者以外全員



強制執行・・・仮執行宣言付督促受領後、2週間以内に異議申立てをしない者

ウ・平成17年度の過年度返還金への対応結果

支払督促予告	417人
支払督促申立	127人
仮執行宣言申立	51人

注) 強制執行まで至ったケースは、過去数件しかない。

2. 福岡県学生会館管理運営事業

財団法人福岡県教育文化奨学財団では、東京都またはその近郊の大学に入学する学生の経済的負担を軽減し、修学の便を図るため福岡県学生会館を管理運営している。

(1) 福岡県学生会館の概要

所在地 神奈川県横浜市青葉区荏田西1-14-2

建物 鉄筋コンクリート造り5階建て

注) 建物は平成11年3月にその建設資金の大半を市中銀行から
の長期借入金（借入総額1,392百万円、借入期間30年、）で
建設され、借入金の返済は現在も続いている。

収容人員 1室1人部屋 150人

英彥寮（男子居住区）100人

筑紫寮（女子居住区）50人

館費等 入管費 50,000円（2年分）

館費 50,000円（毎月）朝夕の2食分の食事代込み

その他 電気、電話使用料等

在館期間 原則として入学した年の4月1日から2年以内

(2) 入館申込み・選考

入館については東京都またはその近郊の大学（短期大学を含み、夜間部を除く）に初めて入学する学生で、保護者が福岡県内に住所を有し現に生活の本拠を有する等する者が申し込むことができ、入館者の選考は決められた提出書類により学生会館運営委員会において選考される。

17年度入館者選考状況

区分	募集人員	申込者数	入館決定者数
英彥寮	45人	62人	45人
筑紫寮	24人	29人	24人

(3) 学生会館食堂運営状況

効率的な学生会館運営の観点から、学生会館食堂の運営状況を業務委託の状況、学生の利用状況等調査した。

①食堂運営業務委託

ア. 食堂運営の業務委託は平成17年度は随意契約でA社に委託されていました。A社との委託契約は調査した平成15年度から連続しており、契約金額は3年連続同一金額であった。

イ. 委託契約業務の範囲は献立作成、調理、食器洗浄等であり、調理施設や設備、水道光熱費は財団側の負担である。また、食材費についても委託契約金額の中には含まれず、別途財団側が受託者であるA社に学生の利用回数に1食当たりの規定単価を乗じて支払っている。

②食堂利用状況

食堂が学生にどの程度利用されているか利用率（食堂で食事をした割合）を調査してみた。結果は以下の通りである。

平成17年度欠食率

	食材数(食) a	欠食数 b	総数(食) = a+b	(食) c	利用率(%) a/c × 100
朝食	25,700	12,383	38,083		67.4
夕食	25,406	12,043	37,449		67.8
合計	51,106	24,426	75,532		67.6

注1) 食材数とは、財団が委託業者へ支払った支払食数のことである。

注2) 欠食数とは、学生が食堂で食事をとらなかつた食数のことである。

③食堂で食事しなかった学生への払戻し

財団の「学生会館の運営等に関する規程」では寮生が都合により食事を取らない場合は、別途定める日までに寮監に届け出なければならぬと規定している。

そして、財団側は学生が食堂で食事をしなかつた場合、学生に対して委託業者に支払うのと同一単価（但し、消費税等は除く）で食事しなかつた回数に応じて金額が払戻されている。その金額の合計を年度ごとに集計すると以下のようになる。

食堂で食事をしなかった学生に財団が払戻した金額

年 度	合計金額(千円)
14年度	8,242
15年度	7,889
16年度	7,665
17年度	7,293

④食堂運営費等

財団が学生会館食堂運営に平成17年度に支払った金額ア・食堂運営業務委託費 イ・食材費として委託業者に支払った金額 ウ・欠食した学生に払い戻された金額を合計（従って、水道光熱費、消耗品費等は含まない）は28,565千円であった。

4) 監査結果

特に問題はない。

5) 監査意見

教育文化事業関係

1. 同一団体に対して過去連続して6年間、7年間と助成金または負担金の交付が行われている。

文化財保存活動助成事業には文化財の修繕・補修費等も認められてはあるものの、同事業についてA団体に対し平成11年度から平成17年度までの間連続7年、また芸術文化活動助成のB団体に対しては平成12年度から平成17年度までの間連続6年助成金の交付が行われているなど、同じ団体への連続した交付がある。

平成18年度より助成金又は負担金の交付は連続3年までとし、その後最低1年のインターバルを設けさせるということだが、なるべく連續した交付はさけたほうがよい。

現在、教育文化助成事業並びに教育文化振興事業はホームページや市町村教育委員会等を通じて広報活動が行われているが、周知の方法を工夫するなどして公平で偏りのない交付が望まれる。

2. 上記1.とも関連するが、過去数年にわたり生涯学習事業の学習活動支援事業にして、予算のすべてが高齢者等の生涯学習活動の成果を発表する事業に交付されていた。財団内での申請書の審査があるにもかかわらず、結果的に当初から特定団体の特定目的のために予算計上し、支出するのは疑問である。

3. 教育文化事業に対して助成金並びに負担金の交付が行われると、交付団体に対して財団が事業実施報告書や事業実施収支決算書の提出を求めている。

しかし、交付の効果は検証されていない。財団資金が有効に使用された

か、現在の教育文化事業の助成金並びに負担金交付方式が適当か、延いては財団の教育文化事業の方について現状のままでよいか等検証されることを期待したい。

科学教育事業関係

4. レーザープラネタリウムの不具合に伴う部品交換等は株式会社五藤光学研究所が今までのところ無償で行っている。その無償期間がいつまで続くのか、文書等で明確にしておくことが望まれる。

5. 調査した平成17年度の一般会計関係委託契約のうち随意契約は20件であったが、この内単独随意契約をしているのは17件であった。
単独随意契約を行う合理的な理由がある場合にはやむをえないが、契約金額をなるべく低く抑え、有利な条件で契約するためには複数の業者から見積もりをとることや、必要に応じて再度の見積もりをさせるなどすることが望ましい。

6. 財産運用に関して年度末時点で外国債及び公共債の残高証明書が証券会社から入手されていなかった。
残高証明書の入手は資産の実在性や網羅性を確かめる手段となるので、少なくとも年度末は入手する必要がある。

7. 財産運用は福岡県からの出向者が担当する場合が多いが、出向解除とともに数年で交代する。この場合、新任者が財産運用に関して全く未経験の場合も多いので、前任者は財団がその交代時点で保有している購入資産の内容や危険性等を十分に説明して引継ぐことが望まれる。

8. 現在保有されている外国債は満期保有目的だが、償還期間が20年から30年と長くまた、いわゆる金融派生商品としての側面をもつて運用担当者は外国債券の内容を理解し、時価が入手できる場合はその時価も入手し、運用責任者並びに理事会に取得原価と合わせて報告するのが望ましい。

9. 平成17年度までは教育文化事業と科学教育事業は会計区分では一般会計として処理されている。しかし、この会計処理の仕方では管理費など教育文化事業と科学教育事業の区分の処理があいまいになつているところがある。

平成18年度から、科学教育事業に該当する青少年科学館の管理・運営については当財団が福岡県から指定管理者としての指定を受けている。指定管理者としての指定をうければ、収支状況等の業務報告を定期的に福岡県に提出する必要がある。

財団が正確な財政状態及び収支の状況を把握する上で、また指定管理者として福岡県に対して正確な業務報告をする上でも教育文化事業と科学教育事業とは明確に区分して会計処理することが望まれる。

奨学事業関係

10. 奨学金等貸与額の返還に関して、返還が遅れている者に対して担当者等が電話で督促する。これに関して返還が遅れている金額について分割返済にする場合があるが、この時常務理事がパソコン画面を確認し、担当者がシステム変更入力を行う。

また、3) 奨学事業 1. 奨学金等貸与事業 (6) 奨学金の回収状況の表(注1)で記載したように奨学金返還猶予額の中に、返還到来分を分割払いにした金額が含まれており、本来この部分は滞納されている未返還額に該当すると考えられる。そうした場合、奨学金等の返還回収率の数値も変わってくると思われる。しかし、現在のところ滞納金額の範囲、滞納金額の分割返済に関する事項、返還回収率の計算方法を定めた規程等は財団には存在しない。

さらに、現在奨学金等の滞納者に対してどういう場合に、いつ法的手続きをとるかなど回収手続について正式な形で規格化されたものもない。以後、奨学金等の回収方法等についても規格化等することが望まれる。なお、奨学金等の回収にあたってはそれに専任できる人材を増やすなどして、回収率を向上させる必要があると思われる。

11. 奨学金等の貸付原資は奨学金等の返還額と福岡県が財団法人福岡県教育文化奨学財団に貸付金によって賄われている。従つて、貸付けにあたっては財団法人福岡県教育文化奨学財団奨学金貸付契約書が作成され、同財団の貸借対照表には福岡県からの貸付金部分は長期借入金(平成17年度末で9,935百万円)として計上されている。

しかし、この契約書の第6条によれば貸付金の返還は「財団に誠意なく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認められるとき」や「財団が寄附行為第4条第1号に定める事業(奨学金の貸与)を中心し、又は第3条に定める貸付の期間(財団が寄附行為第4条第1号に定める事業を終了する日)が終了したとき」と規定されており、そのような自体

は当面起ころる可能性は低く、したがって、当然これまで財団側には福岡県からの借入金の返済事実はなく、返還計画もない。また、貸付契約書第4条で貸付金の利息は、無利息とされている。さらに、財団の寄附行為の第13条には「長期借入金をしようとするときは理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、福岡県教育委員会の承認を受けなければならない」としてはこの寄附行為の規程は適用されておらず、「財団法人福岡県教育文化奨学財団事務決裁規程」第4条第1号「奨学生事業会計に係る出資金、借入金又は寄付金の調停収入に関すること」は理事長が指名する副理事の専決事項として副理事長決裁で行われており、当該事務決裁規程が適用されている。

奨学生制度として、福岡県が財団側に奨学生等の原資を貸付け、財団が奨学生事業を運営する現在のこの方法が最良の方法か否か検討してみる必要がある。

12. 財団側は福岡県学生会館に入館している学生に対して、学生会館食堂で食事をしなかった場合、学生に対して委託業者に支払うのと同一単価で食事した回数に応じて欠食代金が払戻されている。
財団の「学生会館の設置及び管理に関する規則」や「学生会館の運営等に関する規程」では日曜、祝日等一定の定められた日以外は朝食及び夕食を提供することになっている。しかし、食堂で学生会館入館学生が食事をしなかった場合その回数に応じ財団が学生に支払う規程等の条文はない。

ここ数年、700万円から800万円前後の金額がこのために支出されており、何らかの形で規程化等を行ったうえで根拠をはっきりさせ支払う必要があると思われる。

13. 財団の「会計規則」第33条によれば重要な会計方針として固定資産の減価償却については定額法で減価償却を実施する、としている。
しかし、奨学生会計及び学生会館会計においては建物、備品等の減価償却が実施されていない。

⑥財団法人 福岡県スポーツ振興公社

1) 公社の概要

平成7年度に財団法人福岡県スポーツ振興公社として、再スタートし、平成16年度からは、スポーツ振興の視点から共通目的の事業を実施している財団法人久留米総合スポーツセンター公社および財団法人福岡県スポーツ振興基金と統合した。

当公社では、福岡県立スポーツ科学情報センター、福岡県立総合プール、福岡県馬術競技場、福岡県立総合射撃場および久留米総合スポーツセンターの管理・運営を受託している。また、福岡県スポーツ振興基金の果実績により、体育・体育・スポーツ団体等の活動を助成し、本県体育・スポーツの振興を支援している。

1. 事業概要

(1) 福岡県立スポーツ科学情報センター

①研修・研究事業

スポーツ指導者の養成や資質の向上を図るため『トレーニング指導者研修会』等を実施している。

②情報提供事業

体育・スポーツに関する施設等の情報提供、福岡県スポーツ情報ネットワークシステムを利用したスポーツ教室等の情報提供を実施している。

③スポーツ医事・健康体力相談事業

競技力向上を図る競技選手や県民の体力や運動能力を測定し、各人の目的に対応した運動やトレーニングの助言指導を実施している。

④タレント発掘事業

スポーツに関する優れた資質を持ちながら埋もれている県内の子どもたちを組織的・計画的に発掘し、育成する事業をしている。

(2) 福岡県立総合プール

屋内プールとして3面を有しており、夏季には、一般利用および各種競技大会等に供しており、冬季は、温水プールおよびアイススケートリンクとして一般利用および各種競技等に供している。

(3) 福岡県馬術競技場

馬術競技の普及奨励に関する事業を以下のように実施している。

馬場馬術競技場、障害馬術競技場、覆い馬場、厩舎等の施設提供事業。

(4) 福岡県立総合射撃場

射撃競技の普及奨励に関する事業を以下のように実施している。

ライフル射撃場、散弾銃射撃場および大口径射撃場等の施設提供事業。

(5) 久留米総合スポーツセンター

①福岡県と久留米市の折半により設立されている。

②委託費に關しても福岡県と久留米市で折半で負担している。

③平成16年3月に(財)久留米総合スポーツセンター公社の廃止後、

同年4月に(財)福岡県スポーツ振興公社に統合される。

④平成18年4月より福岡県および久留米市より指定管理者として指定を受け、施設を管理運営している。

⑤久留米総合スポーツセンターの管理施設の概要

ア) 福岡県施設

・陸上競技場（県立で唯一）

・補助競技場（貯留兼用施設）・・・照明設備あり（久留米市施設）

・体育館

・テニスコート（貯留兼用施設）・・・証明設備あり（久留米市施設）

イ) 久留米市施設

・野球場

・武道館

・弓道場

⑥事業概要

ア) 施設提供事業

陸上競技場、体育館、テニスコート、野球場等の提供を実施している。

イ) スポーツ教室

ジユニア・スポーツスクール、健康教室等の提供を実施している。

ウ) 情報提供事業

福岡県広域スポーツセンター整備事業『ふくおかスポーツネット』との

連携により、スポーツイベント情報等の情報の提供を実施している。

エ) 附帯事業

スポーツセンター利用者の便宜を図り、清涼飲料水を販売している。

(6) 基金事業

基金運用の果実により、体育・スポーツ団体等の活動を助成し、本県体育・スポーツの振興を支援している。

①競技団体等競技力強化対策事業等に対する助成

本県競技スポーツの向上を図るため、競技団体等が行う競技力強化対策事業に対して助成している。

②各種スポーツ大会等の開催に対する助成

県民の間にスポーツを振興し、普及発展と本県競技力の向上を図るべく、本県において開催される各種スポーツ大会等に対して助成している。

③地域スポーツ活動に対する助成

地域の青少年から高齢者までを対象とした各種スポーツ活動に対して助成している。

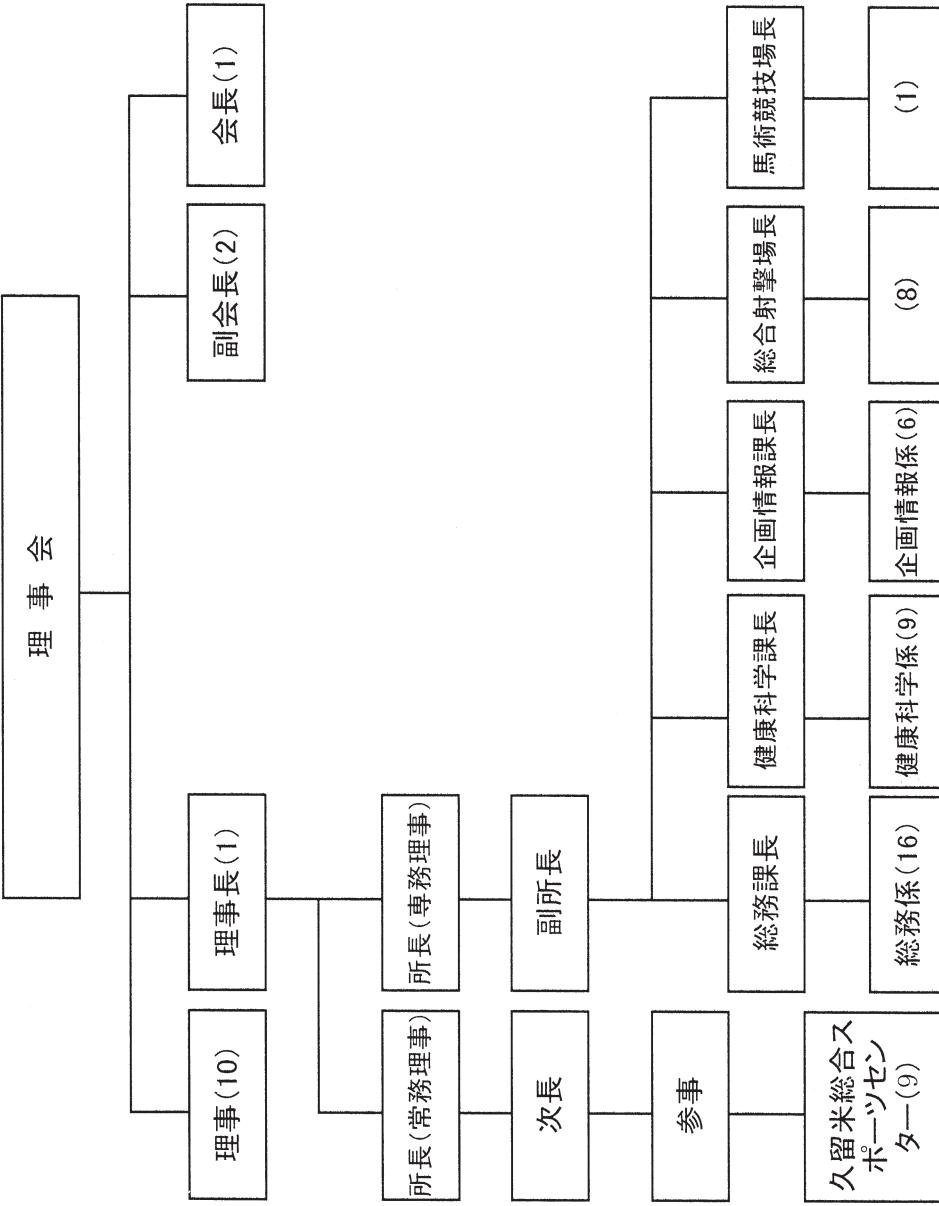
④調査研究に対する助成

教職員、社会体育関係者およびスポーツ医・科学等の研究団体が実施する創造的な研究・研修活動に対して助成している。

⑤ジュニア選手発掘・育成に対する助成

県内の優れた能力を有しながら埋もれている子どもたちを発掘し、育成するプログラムに対して助成している。

2. 組織図



3. 施設の利用状況

(1) 福岡県立スポーツ科学情報センター

(単位：人)

	アーナ	研修室 等	宿泊室 等	小計	相談 事業	スキー ラライ ブライ	トレーニ ング室	総合計
H115	218,597	63,836	13,294	295,727	2,572	23,068	100,306	421,673
H116	208,918	53,721	12,282	274,921	1,949	24,454	95,489	396,813
H117	226,357	56,407	11,648	294,412	2,291	23,221	94,901	414,825

(2) 福岡県立総合プール

(単位：人)

	個人利用	占有利用	自主事業	(内訳)		総合計
				プール	スケート	
H115	68,077	29,587	14,031	75,148	36,547	111,695
H116	70,098	36,404	12,901	83,286	36,117	119,403
H117	71,055	66,503	14,179	102,045	49,692	151,737

(3) 福岡県馬術場

(単位：人)

	馬場使用	個人使用	小計	その他施設使用	総合計	その他来場者等
H115	4,373	549	4,922	2,602	7,524	10,998
H116	4,463	931	5,394	4,310	9,704	11,181
H117	3,569	766	4,335	6,390	10,725	11,345

(4) 福岡県立総合射撃場

(単位：人)

	個人利用	ライフル 射撃	小計	クレー射 撃	ライフル 射撃	小計	総合計
H115	4,063	2,234	6,297	135	15	150	6,447
H116	4,118	2,625	6,743	177	114	291	7,034
H117	3,904	2,375	6,279	306	254	560	6,839

(5) 久留米総合スポーツセンター

①体育館 (単位：人)

	占有利用	個人利用	小計	宿泊室等	総合計
H15	50,163	16,439	66,602		
H16	47,894	16,702	64,596		
H17	51,263	15,806	67,069		

②陸上競技場 (単位：人)

	占有利用	個人利用	小計	宿泊室等	総合計
H15	29,735	12,496	42,231	131	42,362
H16	29,263	16,437	45,700	465	46,165
H17	49,898	16,965	66,863	203	67,066

③補助競技場 (単位：人)

	占有利用	個人利用	小計	宿泊室等	総合計
H15	28,286	19,284	47,570		
H16	3,478	15,000	18,478		
H17	0	33,595	33,595		

④テニスコート (単位：人)

	占有利用	個人利用	小計	宿泊室等	総合計
H15	34,856	3,169	38,025		
H16	34,922	3,566	38,488		
H17	0	0	0		

なお、平成17年度に開しては、筒川貯留関係改良工事のため17年4月から18年3月まで使用を休止しているため、平成17年度の利用者は0となっている。

⑤武道館 (単位：人)

	占有利用	個人利用	小計	宿泊室等	総合計
H15	42,820	182	1,446	44,448	
H16	48,288	165	1,438	49,891	
H17	65,068	112	3,775	68,955	

(6)野球場

(単位；人)

	占有利用	会議室等	総合計
H15	44,038	-	44,038
H16	43,594	-	43,594
H17	53,990	-	53,900

(7)弓道場

(単位；人)

	占有利用	個人利用	総合計
H15	12,033	6,199	18,232
H16	13,302	5,851	19,153
H17	12,669	6,731	19,400

(8)照明施設

(単位；人)

	テニスコート	野球場	補助競技場	総合計
	占有	個人	小計	
H15	580	278	858	360
H16	531	238	769	323
H17	0	0	0	1,150

4. スポーツ事業に係る収入（平成17年度）

(1) 福岡県立総合プール、福岡県立スポーツ科学情報センター、福岡県立総合射撃場

		受講者数	収入(円)
ス	水泳	735	5,610,500
ポ	スケート	367	1,676,300
ー	エアロビクス	647	6,146,500
ツ	体操	242	1,452,000
教	室	140	133,175
室	親子宿泊スケート教室	68	1,571,320
教	射撃教習	計	16,589,795
習		2,199	
	合		

(2) 久留米総合スポーツセンター

		受講者数	収入(円)
ジ	基 基	コ 一 ス	93
ス	専 門	陸上	15
ク	コ ル	サッカー	11
ル	ス ポ ツ	体操	15
	ス ポ ツ	バスケットボール	26
		小 計	160
			2,982,000
健	康 教 室	108	756,000
卓	球 教 室	232	1,044,000
	合 計	500	4,782,000

2) 財務状況

1. 福岡県スポーツ科学情報センター、県立総合プール等

(1) 収支計算書

	H15年度	H16年度	H17年度
基本財産運用収入	17	7	630
事業収入	18,847	18,627	15,058
補助金等収入	626,587	717,439	702,311
繰入金収入	—	3,100	3,100
雑収入	2,847	2,853	4,636
固定資産売却収入	—	50,000	—
特定預金取崩収入	—	—	1,400
収入計	648,300	792,027	727,137
管理費	629,899	589,384	583,879
事業費	20,758	21,384	18,343
固定資産取得支出	—	50,000	—
特定預金支出	700	700	1,067
繰入金支出	—	126,005	125,465
支出計	651,358	787,474	728,756
当期収支差額	△3,058	4,552	△1,619

(2) 貸借対照表 (単位:千円)

	H15年度	H16年度	H17年度
流動資産	71,451	82,164	79,408
固定資産	53,064	55,100	54,768
資産計	124,515	137,265	134,176
流動負債	59,364	65,524	64,387
固定負債	—	5,100	—
負債計	59,364	70,624	64,387
正味財産	65,151	66,640	69,789

2. 久留米総合スポーツセンター会計

(1) 収支計算書

(単位：千円)

	H16年度	H17年度
基本財産運用収入	7	7
事業収入	31,328	24,509
補助金等収入	126,005	125,465
雑収入	319	69
収入計	157,660	150,051
事業費	148,576	142,950
管理費	8,261	7,930
特定預金支出	135	140
支出計	156,973	151,021
当期収支差額	686	△970

(2) 貸借対照表

(単位：千円)

	H16年度	H17年度
流動資産	25,080	26,512
固定資産	15,983	16,123
資産計	41,064	42,636
流動負債	22,832	25,235
固定負債	5,983	5,983
負債計	28,816	31,218
正味財産	12,247	11,417

(1) 収支計算書

(単位：千円)

	H16年度	H17年度
基本財産運用収入	52,778	56,137
諸収入	31	354
固定資産売却収入	378,966	1,043,160
特定預金取崩収入	23,528	36,000
収入計	455,305	1,135,652
事業費	46,177	50,938
管理費	1,088	
固定資産取得支出	371,602	1,008,250
特定預金支出	38,000	71,000
繰入金支出	3,100	3,100
支出計	459,968	1,133,288
当期収支差額	△4,663	2,364

(2) 貸借対照表

(単位：千円)

	H16年度	H17年度
流動資産	8,909	11,263
固定資産	2,443,026	2,478,026
資産計	2,451,935	2,489,289
流动負債	176	166
固定負債	38,000	73,000
負債計	38,176	73,166
正味財産	2,413,758	2,416,123

3) 監査の概要

財団法人スポーツ振興公社と福岡県との関連 (H17.4.1 ~ H18.3.31)
・収入総額 1,911,418 千円のうち福岡県からの受託金等収入 632,824 千円
内訳) ①受託金収入 : 521,424 千円 (久留米総合スポーツセンター含む)
②負担金収入 : 111,400 千円 (久留米総合スポーツセンター含む)

上記収入内容

- ①委託業務 (物件の管理および運営に関する事務) に要する費用用
　　物件) 県立スポーツ情報センター他 4 施設
- ②県からの派遣職員の給与を負担する経費相当額

- ・委託業務に関しては、会計年度終了後 1 ヶ月以内に委託業務実績報告書を福岡県に提出しなければならない。
- ・負担金に関しては、事業終了後 1 ヶ月以内に精算書を福岡県教育委員会に提出しなければならない。

さらに、金額が確定し、執行残が生じた場合には返還しなければならない。

- ・久留米総合スポーツセンターでは、職員は県施設、市施設双方の業務に携わり、それぞれの支出金額に関して、明確に区別されていなかつた。最終的には、支出総額を福岡県施設負担額と久留米市施設負担額に折半している。

福岡県への『委託業務実績報告書』の提出に関しては、財団法人スポーツ振興公社が、久留米総合スポーツセンター一分も含めて「取支計算書」を提出しているだけである。

4) 実施した監査手続

各出資団体について、設立経緯、設置目的、事業の概要、事業実績、施設の概要、組織、県との関係及び近年の財務の状況等を把握・分析し、意見形成の基礎となる情報を整理した上で以下の監査手続を実施した。

1. 入札等の契約事務については、入札及び随意契約による契約方法を有効に活用しているかどうか検討する。
2. 物品の管理状況については、現場視察、現品実査及び台帳等との照合等を行った。

また、各出資団体には、県から無償貸与されている資産と出資団体が所有している資産があるが、それらの資産が適切に区別され、各々が適正に管理されているかを調査した。

3. 各種事業実施のための事務については、担当者への質問並びに関係法令、諸規程等及び関係書類との照合により検討した。

4. 会計事務執行手続については、担当者への質問並びに関係法令、会計規程等及び関係書類との照合を実施した。また、事業の実態開示については、事業報告書、決算報告書等を吟味し、関係法令、会計規程等に準拠して正しく作成、開示されているか検討した。

5. 県と各出資団体との契約事務については、各出資団体における県からの収入内容を把握し、その内容及び手續が適正かつ効率的に行われているかを契約書及び関係資料により検証した。さらに、補助金及び受託金といった資金の収入を伴うものだけではなく、県職員の派遣や施設の提供等の契約についても検討した。

5) 監査結果及び監査意見 (監査結果)

特に問題はない。

(監査意見)

1. 会計単位に関する

平成17年度まで（平成17年4月から平成18年3月）は、久留米総合スポーツセンター、福岡県スポーツ振興基金会计、射撃場特別会計を除いて、県立スポーツ科学情報センター、県立総合プール、県馬術競技場、県立総合射撃場については、それぞれが区分されずに“一般会計”として合算で会計処理されている。そのため、施設ごとの収支に関しての把握および管理が不十分であつたと考えられる。また、福岡県に対する報告書類としての実績報告書に反映できていなかつた。

なお、平成18年度からは指定管理者制度が導入されたことにより、それぞれの指定管理単位（基本的に管理施設ごと）ごとに会計を区分して処理している。そのため、実績報告書等の報告ベースで各施設の収支を把握できるようになると思われる。

2. システムの保守管理の契約

当初において導入したシステムに関して、導入されたメーカーと保守運用の契約も行っており、単独随意契約で行っている場合もある。

上記に関しては、特定のメーカーのオリジナルで他のメーカーによる保守が困難との理由から、相見積もり等も検討していない場合があった。確かに、自社オリジナルであれば、当該メーカーが最も詳しいとは思われるが、大事の際に適切に対処できるという理由のみによって単独随意契約とすべきではないと考える。コストの面も考慮にいれて、より厳格な契約を行うべきではないかと考えられる。

3. 委託契約に関して入札でなく、随意契約で行い得る場合が定められているが、金額基準でなく、福岡県財務規則運用要綱第163条関係の第1項1号2号にある“契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき”“特殊の性質を有する物品を買入れ、若しくは契約について特別の目的があることにより、物品の買入れ先が特定されているとき、又は特殊の技術を必要とするとき”等に該当する場合には、随意契約が認められている。しかし、上記の条件に該当するか否かの判断は、まずは、基本的には、担当者による判断であるとのことであった。その後、上席の承認を受けるために、最終的には、複数の承認を受けているが、上記条件には、曖昧な部分を包含しているために当該条件で随意契約とするには、充分な検討を要すると考える。

4. 人件費の負担方法に関して

福岡県スポーツ振興公社職員の人件費は、基本的には県からの受託金および負担金によって負担している（久留米総合スポーツセンターに関しては、受託金および負担金ともに久留米市と折半している）。職員は、受託事業および自主事業に従事しているが、人件費に関しては、ほぼ全額、受託事業にかかる受託金で賄われている。

職員が受託事業および自主事業に従事しているならば、厳密に考えるならば、人件費の一部に関して、自主事業に負担させるのが望ましいと思われる。

現在は、受託事業に比して、自主事業の比率が僅少であるため、影響は小さい。しかし、将来において自主事業の比率が高まってきた場合には、人件費の負担按分に関して、再考すべきではないかと考える。

5. 福岡県への実績報告について

福岡県からの受託に関して、久留米総合スポーツセンター分も、財団法人福岡県スポーツ振興公社がとりまとめて委託業務実績報告書を福岡県に提出している。提出書類には、受託事業に必要で委託業務実績報告書を報告すべきであるが、現状の報告では、支出が収入を超過している場合には、受託収入金額を報告している。そのため、近年では、受託収入を支出額が超過しているために、福岡県への報告金額は、受託収入金額で報告されている。福岡県は、報告を受けて、事業報告書等の書類にて、受託収入と支出金額の比較を行い、支出超過であることを確認している。

原則的には、実績報告は、実際に必要とした支出金額をあります報告すべきであるが、契約上、受託事業にかかる受託金については追加支給を実施しないことになっている等の理由により、実際の県からの受取金額で報告されている。

6. 機器備品等の管理

財団法人福岡県スポーツ振興公社では、テーブル、コンピューター等の機器備品に関して、福岡県からの貸与によるものがほとんどである。公社独自に保有している備品類は、以下のようにわずか、4点しかない。基本的に、備品等に関して、要望がある際には、県の方に申請を行うという方法をとっている。申請を行い、県が独自に購入を行い、公社は県から貸借するという方式である。

県から貸借している物品

施設名	件数	備品内容
スポーツ科学情報センター	1,434件	(テーブル、長椅子、体育道具等)
総合プール	665件	(ロッカー、体育用具等)
福岡県スポーツ振興公社	244件	(テーブル、体力測定器等)
総合射撃場	321件	(テレビカメラ、体育用具等)
馬術競技場	208件	(ロッカー、体育用具等)
久留米総合スポーツセンター	611件	(机、ハードル、体育用具等)

財団が独自に所有している(4件)

1	放送設備
2	スイバー
3	プロジェクト
4	コーチングソフト

以上のように、必要な備品類は福岡県からの賃貸が多いが、18年度から指定管理者制度が導入され、民間の知識・努力等を活用して、コスト削減を図っている。

民間業者が指定管理を受けた場合には、上記の県からの貸与機器備品類は、民間業者に同様に貸出すことであるため、この点では、他の民間業者との不公平感はないと考えられる。

また、指定管理者の公募を行う際に備品の貸与についての説明も行われているため、情報の周知も実施されていると考えられる。

7. 資産運用に関する

資産運用規程によると、有価証券等を購入する場合には、資産運用会議を開催することが規定されている。実際には、数社（約9社）でのコンペを実施して、提出書類をもつて、資産運用会議により、購入を決定している。しかし、その際の議事録等の記録がないため、作成をすべきであると考える。

第4部 提言

今回監査を実施した後にあたって以下の事項を提言したい。

- I) 「競争入札について」
工事発注にあつたてどの様な契約形態を採用するのが合理的か、あるいは
あるべき姿なのかを考察する。

一般的に工事発注契約をする方法としては、

- 1) 競争入札
 - i 一般競争入札
 - ii 指名入札
- 2) 隨意契約

の各方法があるといわれている。これ以外にもいくつかの方法も考えられるが、ここでは一応この分類で考察を進める。

一般競争入札とは、基本的になんらの制約条件を設けず、原則として自由競争の原理で落札者を決定する方法である。

指名競争入札とは、入札できる者を、あらゆるすべての者とはせず、たとえば、地域、過去の受注実績、落札者の規模等入札できる者に一定の条件を設定し、それらのなかよりあらかじめ定められた方式により、入札すべきものを発注側が選定し指名し入札させるものである。

随意契約とは、入札という方法によらず、発注側が任意に受注者を決定する方法である。

これら発注方式のうちどちらが、最も優れておりかつ合理的なものであるかについては一概に言い切れるものではない。それぞれがおかれた状況に応じて考えていかねばならないことであることも確かである。

しかしながら一般的に言わわれているのは競争入札しかも一般競争入札が最も合理的な方法であるといわれている。

なぜなら指名競争入札の場合、入札に参加するものが、あらかじめはつきりしており、しかも一般的な場合、地理的にも比較的近いということもあり、いわゆる「談合」がおきやすく、結果的に発注額が高くなるということが予想される。

また随意契約は、随意契約とした方が合理的と考えられる場合を除いて、この方法が優れているとは言い難い。なぜならこの方法によつた場合どうしても、発注側と受注側とにいわゆる癒着というものが発生する可能性が高く

なり、結果として発注金額が高くなる可能性がある。

しかしながら競争入札制度にもいわゆる「必要悪」ともいわれている、「談合」というものが行われる限り、私たちが期待するほどの結果が入札制度から得られないことも事実である。

では私たちが期待する成果が得られるようにするためにはどうにすればいいのか。この点について早急に、徹底した検討がなさるべきである。一般的には、原則として一般競争入札とし、ある一定の条件を満たした場合のみ随意契約とすべきものと考える。要するに競争入札をする際に、談合をしにくいシステムを構築することである。

この問題に積極的に取り組んでいる自治体は相当数あるが、その中でもより積極的に取り組んでいる自治体としては、横須賀市が挙げられる。横須賀市が取り組んでいる入札改革のしくみは、

- ① 談合のしにくい
- ② 高値安定を防ぐ
- ③ 透明性、公正性を高める
- ④ 工事品質を確保する
- ⑤ 入札事務の省力化

を命題としてその問題に取り組んでいる。またこの命題と同時に地元業者の保護策にも取り組んでいる。横須賀市のやり方をそのまま福岡県にあてはめる事はできないが、十分に参考になる例であると考える。

発注制度、ひいては入札制度改革に福岡県が積極的に取り組み、全国の模範となられることを期待する。

II) 「指定管理者制度について」

“民間でできることは民間に”をモットーに地方自治において「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ること」を目的として、制度導入が図られている。

そして、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関する從来の「管理委託制度」が改正されたことにより、『指定管理者制度』が、新しく創設された。

制度導入により期待される効果

- 1) 住民；施設サービス水準が向上するならば、協働意識が醸成され、NPO等の市民活動が活発化され、新たな雇用の創出が期待される。
- 2) 行政；効率的な施設運営がなされ管理費の節減が図られるならば、職員のコスト意識が醸成され、施設の整理が進み、外郭団体等の組織改革が推進していくことが期待される。
- 3) 民間業者；新たな事業への参入機会が拡大されることが想定されているため、新たな経済活動が創出されるとともに、社会貢献分野へ参入できることが期待される。

指定管理者制度以前にも、類似する従来の民間委託および（注）PFI事業等があつた。しかし、管理委託による委託先や業務範囲の規制制限等の課題や公平透明性の原則等からの手続きの煩雑性、官民のリスク分担の対応等の課題が以前より指摘されていた。

（注）PFI事業とは、「Private Finance Initiative」の略であり、民間の技術力、経営能力等を活用して、国や地方公共団体が直接的に実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供するような新しい手法のことである。

指定管理者制度とは

～從前の“管理委託制度”との比較～

区 分	管理委託制度（旧）	指定管理者制度（新）
法的性格	・公法上の契約關係・ 法的性格条例を根拠として、締結される契約に基づく具体的な管理の事務または業務の執行の委託。	・管理代行・ 指定（行政処分の一種）により公の施設の管理権限を指定を受けた者に委任するもの。

管理運営主体	<ul style="list-style-type: none"> 自治体等の公共団体 ・公共的団体（農協、商工会、自効会等） ・公共団体の出資割合が2分の1以上の法人に限定。 ・相手方は、条例で規定。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者を含む幅広い団体。ただし、個人は除く。 ・特別な制約を設けず、具体的な管理者を議会の議決を経て指定。
公の施設の管理権限	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置者である公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務または業務の執行を行う。 施設の管理権限及び責任は、施設の設置者である公共団体が引き続き有しており、施設の使用許可権限は委託出来ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も可能。 設置者である公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任がある立場から必要に応じて指示等を行う。
条例により規定	<ul style="list-style-type: none"> 委託の条件、相手方等を規定 ・管理者等 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の指定手続 ・指定管理者が行う“管理の基準”及び“業務の具体的な範囲”
利用承認等の処分	<ul style="list-style-type: none"> 管理受託団体が単独で利用承認等の処分を行うことはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者からの利用料金を自己の収入として收受する。 条例により規定された範囲で、公共団体の承認を得て料金の設定が可能。 個々の使用許可を行う。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約として、一括契約等が可能で、手続きが軽微。 ・自治体との連携が比較的容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> 質の高いサービスの提供などが期待できる。 ・柔軟な対応が期待できる。 ・経費の削減が期待でき、コスト削減を図れる。 ・使用許可もあることで、迅速かつ柔軟に対応でき、利便性の向上が期待できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 出資法人であることから、経営責任が不明確。 ・コスト意識や経営採算性などの経営意識が希薄。 ・使用許可是認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定・協定の事務が煩雑になる可能性がある。 ・指定・協定に縛られ、弾力的で柔軟な運営が出来にくいか能性がある。

指定管理者制度における「指定」とは

指定管理者の指定は、行政処分の一種とされており、法律上の契約ではない。したがって、地方自治法234条の契約に関する規定には該当しないため、同条に規定されている「入札」の対象とはならない。

また、地方公共団体から、管理権限を指定管理者に委任することにより、代わりに管理を実施するものであり、両者に取引関係が成立するものでは無く、「請負」にも該当しないと解釈されている。したがって、地方自治法92条の2及び142条の兼業禁止の規定は適用されないことから、首長や議員本人又は親族が経営する会社も指定管理者になることは排除されていよい。

制度のポイント

1) 複数年契約

従前の管理委託制度では、清掃などの業務委託は民間事業者でも可能であったが、個別の業務内容を詳細に定めた仕様書に基づいて単年度で契約が実施されていたために、受託者が優れた経営ノウハウを有していても、仕様書に記されていない項目については実行しにくく、民間事業者の優位性・有用性を活用することが困難であった。

しかし、指定管理者制度においては、複数年契約が可能であるため、長期にわたる経営計画の遂行や優秀な人材の採用、継続的なサービス水準の向上が期待されている。

2) 利用料金制の導入

従前の公の施設の運営は、委託契約に基づく経費の範囲内で管理運営を行っており、その場合に、施設利用等の収入は運営経費として活用することができず、地方公共団体の歳入となってしまったため、経営努力を発揮しづらい側面があった。

しかし、指定管理者制度において利用料金制の特徴は、利用料等が直接管理者の収入となり、経営に直接反映できるため管理者の創意工夫やノウハウおよび収益改善のモチベーションアップにつながるものと考えられる。

利用料金の設定に關しても、公益上必要があると認められる場合を除き、条例によって、指定管理者が定めることができる（地方自治法第244条の2第8項および9項）。

従来の委託料に相当するものが指定管理料であり、必要経費に基づいて、算定され指定管理者との協定締結の際に決定される。

上記のように、指定管理者制度を導入することによるメリットの中の一つとして、管理コストの削減が効果として期待されている。

指定管理者が、自助努力によつてコスト削減し、当年度は余剰分を返還しないことになっている。このように行うことで、指定管理者のコスト削減のモチベーションを向上させようとしていると思われる。

しかし、当年度には、返還しないとはなつているものの、翌年の委託料へのコスト削減の反映の仕方によつては、指定管理者のコスト削減へのモチベーションに悪影響を与えてしまう危険性をはらんでいるのではないかであろうか。

当然、制度導入の趣旨として、コスト削減が根底にあるとは言え、管理者の努力のコスト削減を100%、次年度の予算に反映させてしまうと、以降のコスト削減努力を奪つてしまふ結果となつてしまふのではないかと思う。

したがつて、指定管理者への委託料に関しては、予算化する場合には、コスト削減を図りつつサービスも向上させ、かつ、指定管理者のモチベーションも保ちうるよう、充分に協議を行つて、指定管理者制度の発展を進めて頂きたいと考えている。

平成19年5月23日 水曜日

福岡県公報

第2680号 増刊① 136

[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
[印刷] 〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号
福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)
九州チユエツ株式会社 (電話 092-411-8367)

100

吉原記念刊行会

定価 一箇月、三五〇円(税込・郵便料別)